

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)

【支払余力比率の算出結果】

組合名： _____

事業年度： // ~ //

(単位：1及び2は百万円、3は%)

	改正案
1. 支払余力総額	0
(1) 出資金等	0
(2) 価格変動準備金	0
(3) 異常危険準備金	0
(4) 一般貸倒引当金	0
(5) その他有価証券評価差額	0
(6) 土地の含み損益	0
(7) 契約者割戻準備金未割当部分	0
(8) 繰延税金資産の不算入額	0
(9) 税効果相当額(不算入額の控除後)	0
(9) - 1 不算入額控除前	0
(9) - 2 不算入額	0
(10) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等(不算入額控除後)	0
(10) - 1 共済掛金積立金等余剰部分	0
(10) - 2 負債性資本調達手段等(特定負債性資本調達手段を含む)	0
(10) - 3 期限付劣後債務の不算入額	0
(10) - 4 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の不算入額	0
2. リスクの合計額	0
R ₁ 一般共済リスク相当額	0
R ₂ 巨大災害リスク相当額	0
R ₃ 予定利率リスク相当額	0
R ₄ 資産運用リスク相当額	0
(i) 価格変動等リスク相当額	0
(ii) 信用リスク相当額	0
(iii) 子会社等リスク相当額	0
(iv) デリバティブ取引リスク相当額	0
(v) 信用スプレッドリスク相当額	0
(vi) 再共済又は再保険リスク相当額	0
(vii) 再共済又は再保険回収リスク相当額	0
R ₅ 経営管理リスク相当額	0
3. 支払余力比率 (支払余力総額) / [1/2 × (リスクの合計額)] × 100	#DIV/0!

非営利活動の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)
【入力要(その1)】(支払余力関係)

科目	金額	備考
<貸倒損失>		
貸倒損失	(7)	
出賃金 (支払出賃金を含む。)	(8)	
剰余金	(9)	
経費削減金	(10)	
任意積立金	(11)	
リース対価削減として期待できないもの	(12)	任意積立金のうち、リースの売却に際して期待できないものを除くものを記入してください。(支払を計算している貸倒損失目的の積立金はここに含めてください。)
当初貸倒損失	(13)	当期貸倒損失の発生は、マイナス値で計上してください。
剰余金の処分として支出する額	(14)	剰余金を処分して支出する額(繰上金の繰上りに振り回されるものを除く。)を記入してください。
任意積立金積戻	(15)	剰余金として支出する額(繰上金の繰上りに振り回されるものを除く。)を記入してください。
リース対価削減として期待できないもの	(16)	剰余金の支払に際して期待できないものを除くものを記入してください。(支払を計算している貸倒損失目的の積立金はここに含めてください。)
特定・放棄資産	(17)	マイナスの場合でも、マイナスのままで記入してください。
その他の資産	(18)	マイナスの場合でも、マイナスのままで記入してください。
<資産関係>		
繰上積立金	(19)	
その他の積立金	(20)	
貸倒損失計上額	(21)	
繰上積立金	(22)	
土地(固定資産を含む)	(23)	
構築物	(24)	
機械器具	(25)	
備品	(26)	
構築物以外の資産	(27)	
責任準備金に係る額	(28)	
支払準備金に係る額	(29)	
債務支払準備金に係る額	(30)	
貸倒損失準備金に係る額	(31)	
引当・処分資産額に係る額	(32)	
<負債関係>		
責任準備金	(33)	(33)±(34)
追加責任準備金 (追加責任準備金を含む。)	(34)	
追加責任準備金	(35)	計算が困難な場合は、(3)の額を記入してください。
貸倒損失人の保証により必要とされる額	(36)	
水電費未払金	(37)	
債務支払準備金	(38)	短期貸借の発生は、(3)の額を記入してください。また、計算が困難な場合は、(3)±(36)の額を記入してください。
金商才ルカス責任準備金	(39)	
貸倒損失準備金	(40)	
貸倒損失準備金	(41)	
うち共同貸借者に振り当てられている額	(42)	
繰上積立金	(43)	
責任準備金に係る額	(44)	
支払準備金に係る額	(45)	
債務支払準備金に係る額	(46)	
貸倒損失準備金に係る額	(47)	
引当・処分資産額に係る額	(48)	
一般貸倒損失金	(49)	個別貸倒金は必ずしも、正の値に算入して入力してください。
任意性支払準備金	(50)	
特定貸倒損失準備金	(51)	
期限貸倒損失 (貸倒損失の重畳期間が6年を超えるもの)	(52)	(52)±(53)±(54)±(55)±(56)±(57)
貸倒損失5年以内	(53)	
貸倒損失4年以内	(54)	
貸倒損失3年以内	(55)	
貸倒損失2年以内	(56)	
貸倒損失1年以内	(57)	
貸倒損失1年以内	(58)	
<その他>		
繰上積立金 (繰上積立金) の計算に用いた繰上積立金	1	

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)

【入力表(その3)】(予定利率リスク関係)

(円)

No	共済事業	予定利率	共済掛金積立金 残高
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)

【入力表(その4)】(価格変動リスク、信用リスク、子会社等リスク関係(デリバティブ関係を除く。))

(i) 価格変動リスク対象資産

(円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額 (貸付対照表計上額)
1 国内株式	
2 外国株式	
3 邦貨建債券(満期保有目的債券)	
邦貨建債券(満期保有目的債券を除く)	0
責任準備金対応債券	
責任準備金対応債券以外	
4 外貨建債券・外貨建貸付金等	
5 不動産(国内土地)	
6 為替リスクを含むもの	
合計	0
満期保有目的債券以外	0

(ii) 信用リスク対象資産

(円)

リスク対象資産	貸付金	債券	預貯金	短貸取引
計	0	0	0	0
ランク1	0	0	0	0
① 最上級格付を有する中央政府、中央銀行、国際機関				
② OECD諸国の中央政府、中央銀行				
③ 我が国の政府関係機関、地方公共団体、公企業				
④ ①-③の者の保証するもの				
⑤ 共済契約貸付				
ランク2	0	0	0	0
① ランク1の①、②に該当しない国の中央政府、中央銀行				
② ランク1の①に該当しない国際機関				
③ 外国政府関係機関、地方公共団体、公企業				
④ 我が国・外国の金融機関				
⑤ BBB格付以上の格付を有する者				
⑥ ①-⑤までのいずれかに掲げる者の保証するもの				
⑦ 他組合への貸付				
⑧ 抵当権付住宅ローン				
⑨ 有価証券、不動産等を担保とする与信				
⑩ 信用保証協会の保証する与信				
ランク3	0	0	0	0
ランク1、ランク2、ランク4以外のもの				
ランク4	0	0	0	0
① 破綻先債権				
② 延滞債権				
③ 3ヶ月以上延滞債権				
④ 貸付条件緩和債権				

(iii) 信用リスク対象資産(証券化商品、再証券化商品)

(円)

リスク対象資産	証券化商品	再証券化商品
計	0	0
ランク1	0	0
① 最上級格付を有する中央政府、中央銀行、国際機関		
② OECD諸国の中央政府、中央銀行		
③ 我が国の政府関係機関、地方公共団体、公企業		
④ ①-③の者の保証するもの		
⑤ 共済契約貸付		
ランク2		
ランク1に該当せず、BBB格付以上の格付を有するもの		
ランク3		
ランク1又はランク2に該当せず、BBB格付以上の格付を有するもの		
ランク4		
ランク1-ランク3、内容把握不十分のいずれにも該当しないもの		
内容把握不十分		

- ※ 以下の条件のいずれか1つでも満たさないものは「内容把握不十分」に計上してください。
- ① 個々の商品のリスク特性と原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続的にしていること
 - ② 原資産の業績情報を適時取得できること
 - ③ 保有する商品の特性を組合が自ら適切に把握していること

(iv) 子会社等リスク対象資産

(円)

法人の業務形態		リスク対象資産	リスク対象資産の額
国内会社	金融業務	株式	
		貸付金	
海外法人	非金融業務	株式	
		貸付金	
海外法人	金融業務	株式	
		貸付金	
海外法人	非金融業務	株式	
		貸付金	
上記に関わらず信用リスクのランク4に該当する子会社等		株式	
		貸付金	

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)
 【入力表(その5)】(デリバティブ・信用スプレッド関係)
 (i) デリバティブ取引の取引高
 ① 先物取引、オプション取引

	取引高				※ 取引高の計算式
	計	デリバティブ取引によるリスクヘッジ			
		あり	つら、定期的に取引を行っていると思われる	なし	
国内株式					
先物取引(売建)	0				時価×取引単位×契約数量
先物取引(買建)	0				時価×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット買)	0				行使価格×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット売)	0				行使価格×取引単位×契約数量
外国株式					
先物取引(売建)	0				時価×取引単位×契約数量
先物取引(買建)	0				時価×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット買)	0				行使価格×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット売)	0				行使価格×取引単位×契約数量
邦貨証券					
責任準備金対応債券					
先物取引(売建)	0				時価×取引単位×契約数量
先物取引(買建)	0				時価×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット買)	0				行使価格×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット売)	0				行使価格×取引単位×契約数量
責任準備金対応債券以外(満期保有目的債券を除く)					
先物取引(売建)	0				時価×取引単位×契約数量
先物取引(買建)	0				時価×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット買)	0				行使価格×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット売)	0				行使価格×取引単位×契約数量
外貨証券、外貨建貸付金等					
先物取引(売建)	0				時価×取引単位×契約数量
先物取引(買建)	0				時価×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット買)	0				行使価格×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット売)	0				行使価格×取引単位×契約数量
為替リスクを含むもの					
先物取引(売建)	0				時価×取引単位×契約数量
先物取引(買建)	0				時価×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット買)	0				行使価格×取引単位×契約数量
オプション取引(ブット売)	0				行使価格×取引単位×契約数量
計	0	0	0	0	

② スワップ取引

イ オリジナル・エクスポーザー方式

(円、年)

取引の種類	原契約期間の区分	想定元本額	原契約期間の年数
外国為替関連取引	1年以内		
	1年超		
金利関連取引	1年以内		
	1年超		
法的に有効なネットリング契約下にある外国為替関連取引	1年以内		
	1年超		
法的に有効なネットリング契約下にある金利関連取引	1年以内		
	1年超		
計		0	

ロ カレント・エクスポーザー方式

(円)

再構築コストの金額	
-----------	--

ネット再構築コストの金額	
--------------	--

グロスのアドオン

(円)

取引の種類	残存期間の区分	想定元本
外国為替関連取引	1年以内	
	1年超5年以内	
	5年超	
金利関連取引	1年以内	
	1年超5年以内	
	5年超	
株式関連取引	1年以内	
	1年超5年以内	
	5年超	
計		0

ネットのアドオン	
----------	--

(ii) 信用スプレッドリスク対象資産

(円)

リスク対象資産の所在地	リスク対象資産(※)の額
日本	
米国	
欧州	
その他	
合計	0

※ クレジットデフォルトスワップ取引によるプロテクションの売却におけるプロテクションの参照債務の想定元本額

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)

I. 支払余力総額の内訳(その1)

(円)

	金額	算式
1. 出資金等	①	0 (7) - [(h) + (g) + (c) + (f) + (x)]
純資産の部の合計額		0 (7)
出資金(未払出資金を含む。)		0 (f)
剰余金		0 (g)
法定準備金		0 (x)
任意積立金		0 (f)
リスク対応財源として期待できないもの		0 (h)
当期未処分剰余金		0 (g)
剰余金の処分として支出する金額		0 (f)
法定準備金積増額		0 (x)
リスク対応財源として期待できないもの		0 (c)
評価・換算差額等		0 (y)
繰延資産		0 (z)
2. 価格変動準備金	②	0 (s)
3. 異常危険準備金	③	0 (v)
4. 一般貸倒引当金	④	0 (k)
5. その他有価証券	⑤	0 評価差額 × 係数
貸借対照表計上額		0 (k)
帳簿価格		0 (l)
評価差額		0 (k) - (l)
係数		90% 90% (評価差額がマイナスのとき100%)
6. 土地の含み損益	⑥	0 評価差額 × 係数
時価		0 (g)
帳簿価格		0 (f)
評価差額		0 (g) - (f)
係数		85% 85% (評価差額がマイナスのとき100%)
7. 1~6に準ずるものの額	⑦	0 ③+④+⑤+⑥
(1) 共済掛金積立金等余剰部分	⑧	0 (j) + (7) - max[(k), (7)] - (i) (マイナスの場合は等)
共済掛金積立金(追加責任準備金を含む。)		0 (j)
追加責任準備金		0 (k)
共済計理人の検証により必要とされる額		0 (i)
未経過共済掛金		0 (7)
全期テメル式責任準備金		0 (k)
解約返戻金相当額		0 (7)
(2) 契約者割戻準備金未割当部分	⑨	0 (l) - (j)
契約者割戻準備金の額		0 (l)
共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てられている額		0 (j)
(3) 税効果相当額(不算入額の控除前)	⑩	0 A × t / (1 - t)
剰余金等(剰余金の処分として支出する額等を除く)	A	0 (7) - [(x) + (f) + (g) + (h) + (c)]
剰余金		0 (g)
法定準備金		0 (x) + (f)
剰余金の処分として支出する金額		0 (f)
リスク対応財源として期待できないもの		0 (h) + (c)
法定実行税率	t	0%
(4) 負債性資本調達手段等(特定負債性資本調達手段を含む。)	⑪	0 (b) + (7)
負債性資本調達手段		0 (b)
特定負債性資本調達手段		0 (n)
期限付劣後債務(契約時の償還期間が5年を超えるもの)		0 (7)

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)

I. 支払余力総額の内訳(その2)

	金額	算式
8. 繰延税金資産の不算入額	⑩	$0 \alpha - \beta \times 20\%$ (マイナスの場合は零)
算入制限の対象となる繰延税金資産の額	α	$0 (a) - [(b) + (c) + (d) + (e) + (f)]$
繰延税金資産又は負債(繰延税金資産-繰延税金負債)	(a)	$0 (7) - (8)$
責任準備金に係る額	(b)	$0 (7) - (7)$
支払備金に係る額	(c)	$0 (1) - (2)$
価格変動準備金に係る額	(d)	$0 (7) - (3)$
契約者割戻準備金に係る額	(e)	$0 (-) - (7)$
評価・換算差額等に係る額	(f)	$0 (3) - (7)$
繰延税金資産算入基準額	β	$0 (g) + (h) + (i) + (j) + (k) + (l)$ (マイナスの場合は零)
出資金等	(g)	$0 ①$
価格変動準備金	(h)	$0 ②$
異常危険準備金	(i)	$0 ③$
その他有価証券評価差額金(マイナスの場合のみ算入)	(j)	$0 (7)$ (マイナスの場合のみ)
共済掛金積立金等余剰部分(追加責任準備金を含む)	(k)	$0 (7) + (7) - \max\{(k), (7)\}$
契約者割戻準備金未割当部分	(l)	$0 ⑤$
9. 税効果相当額の不算入額	⑪	$0 ⑩ - \gamma$ (マイナスの場合は零)
税効果相当額(不算入額の控除前)	⑩	$0 ⑩$
算入限度額	γ	$0 \beta - ⑩$ (マイナスの場合は零)
繰延税金資産算入基準額		0β
不算入額		$0 ⑩$
10. 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の不算入額	⑫	$0 ⑪ + \epsilon - \delta$ (マイナスの場合は零)
共済掛金積立金等余剰部分	⑪	0
中核的支払余力	δ	$0 \gamma - (k)$
算入限度額		0γ
共済掛金積立金等余剰部分(追加責任準備金を含む)		$0 (k)$
負債性資本調達手段等(不算入額等控除後)	ϵ	$0 ⑩ - (n) - ⑫$
負債性資本調達手段等(控除前)		$0 ⑩$
特定負債性資本調達手段		$0 (n)$
期限付劣後債務の不算入額	⑫	$0 (7) - \delta \times 50\%$ (マイナスの場合は零)
期限付劣後債務		$0 (7)$
中核的支払余力 $\times 50\%$		$0 \delta \times 50\%$

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)

II. リスク相当額の計算(その1)
【一般共済リスク、巨大災害リスク関係】

	リスク相当額	リスク対象金額	リスク係数	算式
1. 一般共済リスク相当額	R ₁	0		
普通死リスク相当額	A	0	0.06%	$[(A+B)^2 + C^2]^{1/2} - D + E + H + I)^2 + F^2 + G^2 + J^2]^{1/2}$
災害死リスク相当額	B	0	0.006%	
生存保障リスク相当額	C	0	1%	
災害入院リスク相当額	D	0	0.3%	
疾病入院リスク	E	0	0.75%	
火災リスク	F	0	3%	
自動車リスク	G	0	2%	
傷害リスク	H	0	3%	
その他のリスク(生命)	I	0	3%	事業規約に基づき算出する場合は、当該額
その他のリスク(損害)	J	0	4%	事業規約に基づき算出する場合は、当該額
2. 巨大災害リスク相当額	R ₂	0		
地震災害リスク相当額	K	0		$\max(K, L)$
風水害リスク相当額	L	0		

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)

II. リスク相当額の計算(その2)
【予定利率リスク関係】

3. 予定利率リスク相当額 (R ₂)	0
---------------------------------	---

No	共済種類	予定利率	共済掛金積立金 残高	リスク係数	リスク相当額	予定利率区分	予定利率区分以 下のリスク係数	予定利率区分の リスク係数
1	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
2	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
3	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
4	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
5	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
6	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
7	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
8	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
9	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
10	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
11	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
12	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
13	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
14	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
15	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
16	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
17	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
18	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
19	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
20	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
21	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
22	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
23	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
24	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
25	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
26	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
27	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
28	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
29	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
30	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
31	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
32	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
33	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
34	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
35	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
36	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
37	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
38	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
39	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%
40	0	0.000%	0	0.0000%	0	1	0.00% 超	0.0000%

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)

II. リスク相当額の計算(その3)
【資産運用リスク関係】

4. 資産運用リスク相当額 (R₂) = (I) + (II) + (III) + (IV) + (V) + (VI) + (VII) = 0

(I) 価格変動等リスク相当額

	値	算式
(I) 価格変動等リスク相当額	0	(7) - (8)
リスク相当額(分散投資効果前)の合計	(7)	0
$X_i \times \delta_i \times \rho_{ij}$ の総和	(7)	$\sum_i \sum_j X_i \times \delta_i \times \rho_{ij}$
分散投資効果の数式の分子	(7)	(7) ^{1/2}
分散投資効果の数式分母	(8)	$\sum X_i \delta_i$
分散投資効果係数	(7)	0.000 $1 - [(7)/(8)]$
分散投資効果	(8)	(7) × (7)

(分散投資効果前のリスク相当額の計算)

リスク対象資産	リスク対象資産の額 (貸付対照表計上額)	リスク対象資産の額 (ヘッジ分控除後)	リスク係数 δ_i	リスク相当額 (分散投資効果前)	構成割合 X_i	$X_i \delta_i$
1 国内株式	0	0	20%	0	0%	0.000
2 外国株式	0	0	10%	0	0%	0.000
3 邦貨建債券(満期保有目的債券を除く)	0	0	1%	0	0%	0.000
責任準備金対応債券	0	0	1%	0	0%	0.000
責任準備金対応債券以外	0	0	2%	0	0%	0.000
4 外貨建債券・外貨建貸付金等	0	0	1%	0	0%	0.000
5 不動産(国内土地)	0	0	10%	0	0%	0.000
6 為替リスクを含むもの	0	0	10%	0	0%	0.000
合計	0	0		0	0%	0.000

($X_i \times \delta_i \times \rho_{ij}$ の計算)

	1	2	3	4	5	6	$X_i \delta_i$
	国内株式	外国株式	邦貨建債券	外貨建債券・ 外貨建貸付金等	不動産 (国内土地)	為替リスクを含むもの	
1 国内株式	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
2 外国株式	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3 邦貨建債券	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
4 外貨建債券・外貨建貸付金等	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5 不動産(国内土地)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6 為替リスクを含むもの	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
$X_i \delta_i$	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

(II) 信用リスク相当額

リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
(II) 信用リスク相当額 (7) + (8) + (9)	0		0
貸付金、債券、預貯金、証券取引 (7)	0		0
貸付金			
ランク1	0	0%	0
ランク2	0	1%	0
ランク3	0	4%	0
ランク4	0	30%	0
債券			
ランク1	0	0%	0
ランク2	0	1%	0
ランク3	0	4%	0
ランク4	0	30%	0
ランク1	0	0%	0
ランク2	0	1%	0
ランク3	0	4%	0
ランク4	0	30%	0
預貯金			
ランク1~3	0	0.1%	0
ランク4	0	30%	0
証券取引			
証券化商品 (4)	0		0
ランク1	0	0%	0
ランク2	0	1%	0
ランク3	0	14%	0
ランク4	0	30%	0
内容把握不十分	0	100%	0
再証券化商品 (5)	0		0
ランク1	0	0%	0
ランク2	0	2%	0
ランク3	0	28%	0
ランク4	0	30%	0
内容把握不十分	0	100%	0

(III) 子会社等リスク相当額

法人の業態形態	リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
(III) 子会社等リスク相当額		0		0
国内会社				
金融関連法人	株式	0	30%	0
金融関連法人	貸付金	0	1.5%	0
非金融関連法人	株式	0	20%	0
非金融関連法人	貸付金	0	1%	0
海外法人				
金融関連法人	株式	0	25%	0
金融関連法人	貸付金	0	8.5%	0
非金融関連法人	株式	0	15%	0
非金融関連法人	貸付金	0	9%	0
上記に関わらず信用リスクのランク4に該当する子会社等	株式	0	100%	0
株式	貸付金	0	30%	0

(k) デリバティブ取引リスク相当額

(k) デリバティブ取引リスク相当額	(g) + (h) + (i)	0
--------------------	-----------------	---

(先物取引、オプション取引に係るリスク相当額)

取引の種類	取引残高 (7)		デリバティブ取引によってリスクヘッジを行っている場合の当該デリバティブ取引高 (8)		対象取引残高 (9) = (7) - (8)	リスク係数 (a)	ヘッジ手段として取り扱われなかった取引残高 (a)		リスク係数 (b)	リスク相当額 (9) = (9) × (a) + (9) × (b)
	先物 (買建)	フットオプション (売建)	先物 (売建)	フットオプション (買建)			先物 (売建)	先物 (買建)		
先物取引及びオプション取引に係るリスク相当額	0	0	0	0	0		0	0		0
外国通貨に係るデリバティブ取引	0	0	0	0	0	10%	0	10%	0	0
株式に係るデリバティブ取引	0	0	0	0	0	25%	0	25%	0	0
債券に係るデリバティブ取引	0	0	0	0	0	2%	0	2%	0	0

(スワップ取引に係るリスク相当額)

イ オリジナル・エクスボージャー方式

リスク相当額	(j) × 1%	0
--------	----------	---

取引の種類	原契約期間の区分	想定元本額 (9)	原契約期間の年数 (c)	掛目 (一年以内) (9)	掛目 (1年超)			掛目 (9) = (9) 又は (k)	リスク相当額 (9) = (9) × (9)
					基礎となる掛目 (9)	基礎となる掛目 (a)	計算結果 (9) = (9) × (a) - (9)		
外国為替関連取引	1年以内	0	0.00	2.0%				2.00%	0
	1年超	0	0.00		3.0%	1.00%	-1.00%	-1.00%	0
金利関連取引	1年以内	0	0.00	0.50%				0.50%	0
	1年超	0	0.00		1.00%	1.00%	-1.00%	-1.00%	0
法的に有効なネットिंग契約下にある外国為替関連取引	1年以内	0	0.00	1.50%				1.50%	0
	1年超	0	0.00		2.25%	0.75%	-0.75%	-0.75%	0
法的に有効なネットिंग契約下にある金利関連取引	1年以内	0	0.00	0.35%				0.35%	0
	1年超	0	0.00		0.75%	0.75%	-0.75%	-0.75%	0
計		0							0

ロ カレント・エクスボージャー方式

リスク相当額	(9) = ((9) + (9) + (9) + (9)) × 1%	0
再構築コストの金額	(9)	0
ネット再構築コストの金額	(9)	0
ネットのアドオン	(9)	0

グロスのアドオン

取引の種類	残存期間の区分	想定元本額 (9)	掛目 (c)	リスク相当額 (9) = (9) × (c)
外国為替関連取引	1年以内	0	1.0%	0
	1年超5年以内	0	5.0%	0
	5年超	0	7.5%	0
金利関連取引	1年以内	0	0.5%	0
	1年超5年以内	0	0.5%	0
	5年超	0	1.5%	0
株式関連取引	1年以内	0	6.0%	0
	1年超5年以内	0	8.0%	0
	5年超	0	10.0%	0
小計		0		0

(v) 信用スプレッドリスク相当額

リスク対象資産の所在地	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
(v) 信用スプレッドリスク相当額	0		0
日本	0	5.6%	0
米国	0	2.9%	0
欧州	0	2.5%	0
その他	0	5.6%	0

(vi) 再共済又は再保険リスク相当額

(vii) 再共済又は再保険回収リスク相当額

	金額	リスク係数	リスク相当額
(vi) 再共済又は再保険リスク相当額			0
出再済準備金	0		0
出再割合が60%以下の部分	0	1%	0
出再割合が60%超の部分	0	2%	0
出再支払準備金	0		0
出再割合が60%以下の部分	0	1%	0
出再割合が60%超の部分	0	2%	0
(vii) 再共済又は再保険回収リスク相当額			0
未収再共済・再保険給付	0	1%	0

共済生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)

Ⅱ. リスク相当額の計算(その4)

【経営管理リスク関係】

5. 経営管理リスク相当額

経営管理リスク相当額 (R ₅)	(オ) × (カ)	0
------------------------------	-----------	---

一般共済リスク相当額 (R ₁)	(ア)	0
巨大災害リスク相当額 (R ₂)	(イ)	0
予定利率リスク相当額 (R ₃)	(ウ)	0
資産運用リスク相当額 (R ₄)	(エ)	0
合計額	(オ) = (ア) + (イ) + (ウ) + (エ)	0
当期未処理損失計上の有無		0
リスク係数	(カ)	2%

共生協の支払余力比率算出の記入様式(別紙1)
 (参考)実質資産負債差額

(円)

実質資産負債差額	0
資産額	0
貸借対照表の資産の部合計額	
有価証券の含み損益	
不動産の含み損益	0
有価証券・不動産以外の資産の含み損益	
その他有価証券に係る繰延税金資産	
負債額	0
貸借対照表の負債の部合計額	
価格変動準備金	0
異常危険準備金	0
共済掛金積立金余剰部分	0
契約者割戻準備金未割当部分	0
その他有価証券に係る繰延税金負債	

支払余力比率算出様式の記入要領

1. 全般的な注意事項

(1) 本記入要領における用語の定義は以下のとおりです。

法：消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）

規則：消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）

財務諸表等規則：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）

規程：消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）

(2) 「記入様式.xls」は、14枚のシートから構成されており、各シートの概要は表1のとおり

- ・入力用シート（6シート）
- ・計算用シート（6シート）
- ・結果まとめシート（1シート）
- ・（参考）実質資産負債差額シート（1シート）

から構成されております。

入力用シートに必要なデータ等を入力することで、「総括表（算出結果）」シートに計算結果が出力されます。

事業内容によっては、黄色のセルでも記載が不要な箇所もありえますので、「2. 入力要領」の記載をに従って、入力が必要な箇所をご確認の上、漏れのないよう入力してください。

(3) 入力に当たって、金額についてはすべて円単位で入力し、率についてはパーセント単位で入力してください。それ以外については、2の入力要領の記載にしたがってください。

【表1】 記入様式における各シートの概要

シート名	概要
① 入力用シート	
共済事業概要	組合の概要や各共済事業において、どのような保障等を行っているのか等を入力するシートです。 ※ここでの入力内容は「入力表（その2）」シートに反映されます。
入力表（その1）	支払余力を算定するために必要な資産の状況等を入力するシートです。
入力表（その2）	リスクのうち、一般共済リスク、巨大災害リスク及び再共

	済（再保険）リスク、再共済（再保険）回収リスクの算定に必要なデータを入力するシートです。
入力表（その3）	リスクのうち、予定利率リスクの算定に必要なデータを入力するシートです。
入力表（その4）	リスクのうち、価格変動リスク、信用リスク、子会社等リスク（デリバティブ関係を除く）の算定に必要なデータを入力するシートです。
入力表（その5）	リスクのうち、デリバティブ関係のリスク又はヘッジの算定に必要なデータを入力するシートです。
② 計算用シート	
支払余力算定（その1）	支払余力総額を計算しているシートです。（その1で全体を計算し、その2で算入限度額等を計算しています。）
支払余力算定（その2）	
リスク算定（その1）	一般共済リスク、巨大災害リスクを計算しているシートです。
リスク算定（その2）	予定利率リスクを計算しているシートです。
リスク算定（その3）	資産運用リスクを計算しているシートです。
リスク算定（その4）	経営管理リスクを計算しているシートです。
③ 結果まとめシート	
総括表（算出結果）	支払余力比率の算定結果を取りまとめているシートです。
④ （参考）実質資産負債差額シート	
（参考）実質資産負債差額	参考として、実質資産負債差額を算出するシートです。

2. 入力要領

表1の入力用シートに記載された各シートの黄色のセルに、(1)～(7)の記載に基づき記入してください。

なお、入力が必要となる場合は、以下の表2にまとめておりますので、ご参考にしてください。

【表2】各入力シートに入力が必要な場合（概要）

シート名	入力が必要な場合
共済事業概要	全組合で入力が必要です。
入力表（その1）	
入力表（その2）	—
一般共済リスク関係	全組合で入力が必要です。
巨大災害リスク関係	巨大災害時の保障を行う損害系の共済事業がある場合は入力が必要です。

	再共済・再保険関係	出再を行っている共済事業がある場合は入力が必要です。
入力表（その3）		予定利率の設定を行っている共済事業がある場合は入力が必要です。
入力表（その4）		資産運用を行っている場合は入力が必要です。 ※ デリバティブ取引はここには入力しないでください。 ※ 資産運用を目的としていなくても、預貯金等がある場合も入力が必要となります。
	価格変動リスク対象資産	価格変動リスクがある資産を保有している場合は入力が必要です。
	信用リスク対象資産	貸付金、債券、預貯金、短資取引、証券化商品、再証券化商品がある場合は入力が必要です。
	子会社等リスク対象資産	子会社等を保有している場合は入力が必要です。
入力表（その5）		デリバティブ取引を行っている場合は入力が必要です。
	デリバティブ取引の取引高	—
	先物取引・オプション取引	先物取引（売建、買建）、オプション取引（プット売、プット買）を行っている場合は入力が必要です。
	スワップ取引	スワップ取引を行っている場合は入力が必要です。
	信用スプレッドリスク対象資産	クレジット・デフォルト・スワップ取引を行っている場合は入力が必要です。
(参考) 実質資産負債差額		全組合で入力が必要です。

(1) 共済事業概要

① 算定対象とする事業年度

今回用いたデータの事業年度を記入してください。

② 組合名

貴組合名を記入してください。

③ 共済事業名

貴組合で実施している共済事業名を、責任共済を除きすべて記入してください。

なお、同じ種類のリスクを複数有している共済事業^(※)については、1つの共済事業を分けて記入していただいても構いません。

(※) 後述の「入力表（その2）」の共済種類はここで記入した内容が反映されますので、同じ共済事業で災害入院リスク、疾病入院リスクなどの算定基礎が複数ある場合は分けた方が入力しやすい場合があります。

④ 保障内容

③で記載した各共済事業で保障する内容について、該当欄に○を記入してください。

⑤ 地震、風水害災害時の保障

③で記載した各共済事業のうち、地震、風水害が生じたときに損害系リスク（火災リスク、自動車リスク、傷害リスク、家屋の倒壊リスク、水害リスク、その他の損害リスク）として保障する共済事業に○を記入してください。なお、生命共済規約においても、付加的に地震、風水害による損害を保障している場合にも、当該共済事業に○を記入してください。

⑥ 予定利率の設定

共済事業規約において、共済掛金、責任準備金の算定に当たって予定利率を設定している共済事業に○を記入してください。

⑦ 出再の有無

共済責任の一部を再共済又は再保険に付している共済事業に○を記入してください。

⑧ 契約者割戻しの有無

契約者割戻しを実施している共済事業に○を記入してください。

※ 当年度の実績ではなく、事業規約等において、契約者割戻しの実施が位置づけられているか否かで判断してください。

(2) 入力表（その1）

○ (ア)～(ウ)のそれぞれについて、以下の記載にしたがい、適切な額を記入してください。なお、以下に記載されていないものについては、貸借対照表計上額（該当のない場合はゼロ）を記入してください。

(ハ) リスク対応財源として期待できないもの

任意積立金のうち、共済金の支払に充てることができないと見込まれるものの額を記入してください。

現状において、支払を約束している見舞金目的の任意積立金などは、リスク対応財源として期待できないものとして、(ハ)の金額に含めてください。

(キ) 当期末処分剰余金

当期末処分損失を計上している場合は、この欄にマイナス値で記入してください。

(ク) 剰余金の処分として支出する金額

当期末処分剰余金のうち、剰余金処分により利用分量割戻し等として支出する額を記入してください。（利用分量割戻し等を出資金等の純資産の部に属する科目に振り替える場合は、当該振り替える額を除きます。）

(ケ) 法定準備金積増額

当期末処分剰余金のうち、剰余金処分において法定準備金の積立てに充てられた額を記入してください。

(ク) リスク対応財源として期待できないもの

当期末処分剰余金のうち、(キ)、(ク)以外の額でリスク対応財源として期待できないものの額を(カ)と同様の基準により算定して記入してください。

(ク) 評価・換算差額等

(コ) その他有価証券評価差額金

貸借対照表計上額を記入しますが、値がマイナスである場合でも、マイナス値のまま入力してください。

(セ)、(シ) その他有価証券

財務諸表等規則第8条第22項に規定する「その他有価証券^(※)」について、貸借対照表計上額と帳簿価格をそれぞれ記入してください。

なお、責任準備金対応債券を保有している場合は、責任準備金対応債券を除く「その他有価証券」の貸借対照表計上額と帳簿価格をそれぞれ記入いただくことも可能です。

(※) 売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券

(タ)、(チ) 土地

組合で保有する土地及び借地権等について、時価と帳簿価格の額をそれぞれ記入してください。

なお、土地及び借地権等の時価については、原則として、

- ・国土交通省が定める公示価格
- ・都道府県が定める標準価格
- ・国税庁が定める路線価
- ・市町村又は特別区が定める固定資産税評価額等

のいずれかの方法により、直近時点のものを用いて算定してください。

また、時価と帳簿価格の差額のみを把握している場合は、(タ)に当該差額を入力し、(チ)には0を入力する方法も可能です。

(ツ)～(ヌ) 繰延税金資産

貸借対照表に計上している繰延税金資産及び、その内訳のうち、責任準備金、支払備金、価格変動準備金、契約者割戻準備金及び評価・換算差額等に係る額をそれぞれ記入してください。

(ネ) 責任準備金

自動で計算されるため入力不要です。

(ノ) 共済掛金積立金（追加責任準備金を含む。）

規則第 179 条第 1 項に規定する共済掛金積立金を、同条第 3 項の追加責任準備金を含めて記入してください。

(ハ) 追加責任準備金

規則第 179 条第 3 項に基づき、追加して共済掛金積立金を積み立てている場合は、その額を記入してください。

(ヒ) 共済計理人の検証により必要とされる額

共済掛金積立金（追加責任準備金を含む。）については、必要額を共済計理人にご確認いただいた上で、当該額を支払余力総額から控除することを考えており、その控除額をご記入いただく欄ですので、共済掛金積立金の積立てを行っていない組合は入力不要です。

共済掛金積立金の積立てを行っている組合は、共済計理人に確認いただいた上で、必要額を計上してください。

なお、確認が困難な場合は、共済掛金積立金の額（ノ）の額を記入してください。

(ホ) 全期チルメル式責任準備金

共済契約の費用を共済掛金払込期間にわたって償却する方法（全期チルメル式）により計算した共済掛金積立金と未経過共済掛金の合計額を記入してください。

短期共済事のみ実施している場合は、(フ)の額を入力してください。

なお、計算が困難な場合は、追加責任準備金を除く共済掛金積立金と未経過共済掛金の合計額（(ノ) + (フ) - (ハ) の額）を記入してください。

(マ) 解約返戻金相当額

保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額を記入してください。

(ム) 契約者割戻準備金

契約者割戻しを行っている組合について、規則第 189 条に規定する契約者割戻準備金の額（貸借対照表計上額）を記入してください。

(メ) うち共済契約者に割り当てられている額

(ム)の契約者割戻準備金のうち、共済契約者に割り当てられている額を記入してください。

(E)～(I) 繰延税金負債

貸借対照表に計上している繰延税金負債及び、その内訳のうち、責任準備金、支払備金、価格変動準備金、契約者割戻準備金及び評価・換算差額等に係る額をそれぞれ記入してください。

(ル) 一般貸倒引当金

規則第 85 条に規定する貸倒引当金のうち、一般貸倒引当金について、貸借対照表計上額（マイナス計上）を正の値に変換して記入してください。個別貸倒引当金は含めません。

(リ) 負債性資本調達手段等

次の性質の全てを有する負債性資本調達手段がある場合は、当該額を記入してください。

- ・ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のもの
- ・ 償還が組合の任意によるものであり、以下の場合にのみに償還を行うことができるものであること
 - 償還を行った後においても十分な支払余力比率を維持することができると見込まれる場合
 - 償還額以上の出資金等の調達を行うとき
- ・ 損失の補填に充当されるものであること
- ・ 利払の義務の延期が認められるもの

(ロ) 特定負債性資本調達手段

(リ)の①に記載した負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型^(※1)又は累積型^(※2)であって利払の義務の延期に制限のないものの額を記入してください。

- | | | | |
|---|---------|-----|------------------------------------|
| 〔 | ※1 非累積型 | ・・・ | 延期された利払を行う必要のないもの |
| | ※2 累積型 | ・・・ | 延期された利払が累積し、翌期以降において当該利払を行う必要のあるもの |

(リ) 期限付劣後債務（契約時の償還期間が5年を超えるもの）

契約時の償還期間が5年を超える期限付劣後債務について、残存期間の区分に応じて、u～z にそれぞれの額を記入してください。

なお、(リ)の欄はu～z の値を基に自動で計算されますので、入力不要です。

- 繰延税金資産（繰延税金負債）の計算に用いた法定実行税率（t）については、繰延税金資産又は繰延税金負債の計算に用いた法定実効税率（計算基準日以降使用されるもののうち最も低いもの）を記入してください。なお、税効果会計を適用していない場合はゼロを記入してください。

(3) 入力表（その2）

- 共済種類については、「共済事業概要」で記入した共済事業名が自動で表示され、以下のそれぞれのセルが黄色で表示されます。
- ・ 「保障内容」に○をつけた共済種類について、「1. 一般共済リスク関係」で入力が必要な欄

- ・「巨大災害時の保障」に○をつけた共済種類について、「2. 巨大災害リスク関係」で入力が必要な欄
- ・「出再の有無」に○をつけた共済種類について、「3. 再共済・再保険関係」で入力が必要な欄

○ 「共済事業概要」の記入内容と、「入力表（その2）」の表示に齟齬がないことをご確認の上、以下にしたがい、黄色のセルに適切な値を記入してください。

なお、各共済種類について、事業開始から間もない等により、事業年度の期間が1年に満たない事業年度などがある場合には、1年分の額に換算して入力してください。

<1. 一般共済リスク関係>

a 危険共済金額

当該年度末時点に有効な契約に係る普通死亡共済金の合計額（出再額を除く）を記入してください。

b 災害死亡共済金額

当該事業年度末に有効な契約に係る災害死亡共済金の合計額（出再額を除く）を記入してください。

c 年金共済期末責任準備金額

事業年度末における年金共済に係る共済掛金積立金の額を記入してください。

d₁, e₁ 災害（疾病）入院共済金日額

当該事業年度末に有効な契約に係る災害（疾病）入院共済金日額の合計額（出再額を除く）を記入してください。

d₂, e₂ 予定平均給付日数

災害（疾病）入院共済金の予定平均給付日数を記入してください。

f₁₁ ~ j₁₁ 正味収入共済掛金

リスクごとに、次のイからロを控除した額を記入してください。

イ 当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）及び再共済（再保険）返戻金の合計額

ロ 当該事業年度に支払った、又は支払うべきことの確定した再共済掛金又は再保険料及び解約返戻金の合計額

f₁₂ ~ j₁₂ 前事業年度末未経過共済掛金

f₁₃ ~ j₁₃ 当該事業年度末未経過共済掛金

リスクごとに、前事業年度又は当該事業年度の未経過共済掛金（規則第 179 条第 1 項第 2 号イの規定による未経過法による未経過共済掛金）の額を記入してください。

f₁₄ ~ j₁₄ 危険掛金割合

リスクごとに、共済掛金のうち、付加掛金を除いた純掛金等の割合を記入してください。

f₃₁ ~ j₃₁ 正味支払共済金（当事業年度）

f₃₂ ~ j₃₂ 正味支払共済金（前事業年度）

f₃₃ ~ j₃₃ 正味支払共済金（前々事業年度）

当年度、前年度、前々年度のそれぞれについて、リスクごとに、支払った又は支払うべきことの確定した共済金等の総額から、当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金を控除した金額を記入してください。

なお、火災リスクの正味支払共済金からは、大規模災害（1 回の災害に対する正味発生共済金額が、正味経過危険共済掛金*の 33% を上回る災害）に係る額を控除することができます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{※ 正味経過危険共済掛金} = \text{（正味収入共済掛金} + \text{前事業年度末未経過共済掛金} \\ \text{— 当該事業年度末未経過共済掛金）の危険掛金部分} \end{array} \right]$$

f₄₁ ~ j₄₁ 普通支払備金（当事業年度）

f₄₂ ~ j₄₂ 普通支払備金（前事業年度）

f₄₃ ~ j₄₃ 普通支払備金（前々事業年度）

f₄₄ ~ j₄₄ 普通支払備金（3 事業年度前）

当年度～3 事業年度前のそれぞれについて、リスクごとに普通支払備金の額を記入してください。

i₃, j₃ 事業規約に基づき計算した額

その他のリスク（生命）、その他のリスク（損害）について、共済事業規約に基づきリスクの算出方法が記載されている場合は、当該額を記入してください。この場合は、i₃又はj₃のみに記入し、当該リスクの他の欄（i₁₁～i₄₄又はj₁₁～j₄₄）に値を記入しないでください。

<2. 巨大災害リスク関係>

「共済事業概要」シートの「地震、風水害災害時の保障」に○をつけた共済種類について、以下の金額を入力してください。

原則として下記の【巨大災害リスクの算定方法】に記載した方法で巨大災害リスク相当額を算出しますが、

- ・平成27年3月31日以後最初に終了する事業年度に係る支払余力比率の算出においては、下記の I_1 （風水害に係る推定支払共済金）を、 I_3 （風水害に係る契約高）に厚生労働省で定めた率（0.5%）を乗じた値とすることができることとします。ただし、当該値が、平成27年3月31日より前に終了する事業年度に係る支払余力比率の算出において用いていた風水害リスク相当額の算出方法（平成27年厚生労働省告示第144号による改正前の規程の規定に基づく算出方法（従前の方法））により算出した風水害リスク相当額を下回る場合は、従前の方法により算出した額を I_1 （風水害に係る推定支払共済金）としてください。
- ・地震災害リスク相当額の算出及び平成28年3月31日以後に終了する事業年度に係る風水害リスク相当額の算出において、特段の事情により【巨大災害リスクの算定方法】に定める方法による算出が困難な場合は、行政庁と協議のうえ、【巨大災害リスクの算定方法】以外の方法により巨大災害リスクの算出が行えることとします。

○ 地震災害リスク

- k_1 関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払共済金の額として、リスクカーブにおける再現期間200年に対応する地震が発生した場合の推定支払共済金
- k_2 総支払限度超過額及び再共済又は再保険回収予想額
- k_3 当該リスクの地震災害に係る契約高（地震災害に係る契約高とは、地震災害による全保有契約全損時の支払共済金総額をいいます。）

○ 風水害リスク

- I_1 昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払共済金の額として、リスクカーブにおける再現期間70年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金
- I_2 総支払限度超過額及び再共済又は再保険回収予想額
- I_3 当該リスクの風水害に係る契約高（風水害に係る契約高とは、風水害による全保有契約全損時の支払共済金総額をいいます。）

【巨大災害リスクの算定方法】

巨大災害リスクの基礎数値 (k_1 , k_2 , l_1 , l_2) は、原則として、次の (1) 又は (2) の方法により計算していただきます。

(1) 工学的事故発生モデルを用いる方法

地震災害リスクにおいては、関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払共済金の額として、リスクカーブにおける再現期間 200 年に対応する地震が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出した推定支払共済金、そのうち総支払限度超過額及び再共済又は再保険回収予想額をそれぞれ算定。

また、風水害リスクにおいては、昭和 34 年の台風第 15 号 (伊勢湾台風) に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払共済金の額として、リスクカーブにおける再現期間 70 年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出した推定支払共済金、そのうち総支払限度超過額及び再共済 (再保険) により回収できる予想額をそれぞれ算定。ただし、リスクカーブが水害による支払共済金を考慮していない場合における推定支払共済金は、当該リスクカーブに基づき算出した推定支払共済金に 1.07 を乗じたものとしてください。

なお、総支払限度額を設定している場合は、(k_1 , l_1) に総支払限度額を記入し、(k_2 , l_2) には、総支払限度超過額を記入しない方法でも構いません。

※ 巨大災害リスク算定に関する留意事項

- ① リスクカーブとは、推定支払共済金と当該事業年度において当該推定支払共済金を超過する災害が発生する確率との関係を示す曲線をいいます。
- ② 推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす工学的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計します。
 - ・ 想定される全ての共済事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。
 - ・ 共済事故により発生する現象が、工学的な理論に基づいて評価されていること。
 - ・ 共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたげい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。
 - ・ 共済金の支払条件が考慮されていること。
- ③ 工学的事故発生モデルがない場合は、次に掲げる要件を満たす理論分布的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計します。
 - ・ 過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。

- ・ 過去の実績として使用するデータは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。
- ・ 共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が考慮されていること。
- ・ 共済金の支払条件が考慮されていること。
- ・ 未発生の巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。

(2) 過去に行った工学的事故発生モデルによる算定結果を用いる方法

過去に(1)の工学的事故発生モデルを用いてリスクを計算した場合において、その後の契約高の増減等に応じて調整する方法。

<3. 再共済・再保険関係>

出再により積み立てなかった責任準備金

出再により積み立てなかった支払備金

出再をしていることにより規則第180条の規定により積み立てないこととした責任準備金又は支払備金について、出再割合が50%以下の部分と50%超の部分に分けて計上してください。

未収再共済・再保険勘定

貸借対照表に計上している未収再共済・再保険に係る額を記入してください。

(4) 入力表(その3)

「共済事業概要」シートの「予定利率の有無」の欄に○をつけた共済事業について、共済事業名及び責任準備金の算出に用いられている予定利率をすべて列挙し、それぞれの共済事業及び予定利率に対応した共済掛金積立金残高を記載してください。

(5) 入力表(その4)

投資信託、金銭の信託、生命保険特別勘定等の委託運用を行っている場合は、目論見書、運用結果ディスクロージャー資料等に基づき、資産種類別に帰属先を確定のうえ、該当欄に額を記入してください。やむを得ない事由により帰属先の確定が困難である場合には、リスク係数が最大である資産の種類としてください。

(i) 価格変動リスク対象資産

価格変動リスク対象資産として、記載されている有価証券等の区分に応じて、貸借対照表計上額(ただし、生保一般勘定に属する資産及び子会社等に対する出資・貸付金を除く。)を記入してください。(ここでは、デリバティブ取引高を控除する前の貸借対照表上の額を記入してください。)

- ・邦貨建債券については、満期保有目的債券及び、満期保有目的債券以外の内訳として、責任準備金対応債券、責任準備金対応債券以外に区分して、それぞれ黄色のセルに記入してください。
- ・外国株式及び外貨建債券・貸付金に係るリスク係数は、為替以外の価格変動リスクのリスク係数と、為替リスクのリスク係数に分離し、前者は全ての外国株式及び外貨建債券・貸付金に適用し、さらに、同一通貨建の負債との明確な対応関係がなく、かつ有効な為替ヘッジが行われていない場合には、後者も適用してください。
- ・法人（消費生活協同組合及び連合会を除く。）に対する出資は国内株式又は海外株式の区分としてください。
- ・不動産（国内土地）については、資産運用目的で保有していない場合であっても計上してください。

(ii) 信用リスク対象資産

信用リスク対象資産として、貸付金、債券及び預貯金（未収収益（貸借対照表において未収収益として表示されたものに限る。）を含む。）、短資取引（子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引を除く。）のそれぞれについて、貸借対照表計上額を記入してください。

記入に当たっては、それぞれの保有資産の格付等に応じて、ランク1からランク4の該当する区分に記入してください。

また、ランクの分類に際しては、以下の定義にしたがってください。なお、金銭債権（貸借対照表上の金銭債権）については、金銭債権の債務者の信用力に応じてランク2、ランク3またはランク4の信用リスクを有する貸付金等としてください。

- ・国際機関とは、条約又は政府間協定により設立された機関で、国際復興開発銀行、アジア開発銀行及び米州開発銀行等をいいます。
- ・我が国の政府関係機関とは、我が国において特別の法律に基づいて設立された法人（株式会社及び業として預金の受け入れを行う法人を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - (a) 政府が百分の五十を超える出資を行っている法人
 - (b) 政府が出資を行っている法人で、かつ、法律の規定により当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。）を得又は主務大臣の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人
- ・地方公共団体には、次に掲げるものを含めてください。
 - (a) 地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づいて設立された地方住宅供給公社をいう。）
 - (b) 地方公共団体又は地方住宅供給公社が資本の額又は基金の総額の百分の五十以上を出資し、地域開発の目的で設立した法人
- ・公企業とは、政府又は地方公共団体が出資している法人及び共済組合等（勤労者財

産形成促進法(昭和46年法律第92号)第15条第2項に規定する共済組合等をいう。)その他これらに準ずるものとします。

・外国の政府関係機関とは、外国の法律に基づいて設立された法人であって、次に掲げる基準に照らし、我が国の政府関係機関に準ずるものと認められるものとします。

- (a) 当該法人に対する政府の出資の状況
- (b) 政府又は監督当局による当該法人の役員の任命の状況
- (c) 当該法人の予算及び決算に対する議会等の承認の状況

・我が国の金融機関とは、次のいずれかに該当するものとします。

- (a) 銀行
- (b) 信用金庫又は信金中央金庫
- (c) 信用協同組合又は全国信用協同組合連合会
- (d) 労働金庫又は労働金庫連合会
- (e) 商工組合中央金庫
- (f) 農業協同組合、信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫
- (g) 保険会社
- (h) 証券金融会社
- (i) 外国の金融機関の国内支店

・外国の金融機関とは、外国の法律に基づいて設立された法人であって、我が国の金融機関に準ずるものとします。

・有価証券、不動産等を担保とする与信には、動産、法令に基づいて設立した財団又は指名債権を担保とする与信を含めるものとします。

(iii) 信用リスク対象資産(証券化商品、再証券化商品)

信用リスク対象資産として、証券化商品及び再証券化商品について、貸借対照表計上額を記入してください。

記入に当たっては、それぞれの保有資産の格付等に応じて、ランク1からランク4の該当する区分に記入してください。

※ 証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいいます。ただし、次の該当するものは除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に記入してください。

- ・ 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券
- ・ 最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券
- ・ その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券

※ 再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいいます。

(iv) 子会社等リスク対象資産

子会社等リスク対象資産として、子会社等を国内会社・海外法人ごとに金融業務、非金融業務に分け、それぞれに対する株式及び貸付金の額を記載してください。

なお、信用リスクのランク 4 に該当する子会社等については、上記とは別に、「上記に関わらず信用リスクのランク 4 に該当する子会社等」の欄に記入してください。

(6) 入力表 (その 5)

(i) デリバティブ取引の取引高

① 先物取引及びオプション取引

先物取引及びオプション取引の取引高として、取引の種類並びに取引区分^{※1}ごとに、当該デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っているか否かに区分して、以下により計算した対象取引残高を記入してください。

デリバティブ取引高の内数として、規程第 4 条の 5 第 6 項第 1 号又は第 2 号に定める、支払余力比率の向上のため、意図的に取引を行っていると認められる取引に相当する額がある場合には、当該額を「うち、意図的に取引を行っていると認められる額」に記入してください。

(対象取引残高の計算方法)

取引区分	対象取引残高
先物取引 (売建)	時価 × 取引単位 × 契約数量
先物取引 (買建)	時価 × 取引単位 × 契約数量 ^{※2}
オプション取引 (プット買)	行使価格 × 取引単位 × 契約数量
オプション取引 (プット売)	行使価格 × 取引単位 × 契約数量 ^{※2}

※1 リスクヘッジを行っている場合には、有効性の確認が必要となりますが、以下の全ての要件を満たす場合には、リスクヘッジの効果を認めることとします。

- ① 資産又は負債 (子会社等への出資及び貸付金を除く。) の価格変動等に関し、リスクヘッジを目的として行われたデリバティブ取引 (以下「ヘッジ取引」という。) であること。
- ② ヘッジ取引が理事会の定めるリスク管理方針に従うものであること。
- ③ ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係があらかじめ明確化されていること。
- ④ ヘッジの有効性の確認において、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後 (少なくとも毎事業年度末) において、ヘッジ対象となる資産又は負債とデリバティブ取引の原資産との β 値 (直近の資産構成割合に基づく過去六十月の月次データ) が 0.5~2 までの範囲内であること (デリバティブ取引の原資産を使用して β 値を測定することが適当でない場合には、原資産に代えて株式指数等を使用することができるものとする。)

ただし、上記にかかわらず次に掲げる場合には、ヘッジの有効性の確認を省略できることとします。

- ・ 国内株式及び海外株式について、リスク対象資産と同一の個別銘柄を原資産とするデリバティブ

取引でヘッジを行っている場合

- ・ 邦貨建債券及び外貨建債券、外貨建貸付金等について、リスク対象資産（債券及び貸付金）と同一の通貨の金利に対する先物取引及びオプション取引でヘッジを行っている場合
- ・ 為替リスクを含むリスク対象資産について、資産及び負債の種類に関わらず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約、通貨オプションでヘッジを行っている場合

※2 先物取引（買建）またはオプション取引（ブット売）に関して先物取引（売建）またはオプション（ブット買）によるリスクヘッジを行っている場合は、先物取引（買建）またはオプション取引（ブット売）に係る対象取引残高の額から当該先物取引（売建）またはオプション（ブット買）の対象取引残高を控除した額を記入してください。

② スワップ取引等

スワップ取引等を行っている場合は、オリジナル・エクスポージャー方式（再構築コストを計算せずに簡便に計算する方式）又はカレント・エクスポージャー方式（ある時点のデリバティブの現在価値（取引相手が倒産し、取引を履行できなくなった場合に、同一の取引を市場で再構築するためのコスト）に、その後の価格変動によって生じる再構築コストの変化を付加する方式）のいずれかの方法により、それぞれ以下のとおりの値を記入してください。

イ オリジナル・エクスポージャー方式

取引の種類毎及び原契約期間の区分（1年以内、1年超）ごとに、想定元本額及び原契約期間の年数を記入してください。

ロ カレント・エクスポージャー方式

以下のそれぞれの金額を記入してください。

① 再構築コストの金額

市場の実勢条件による評価により算出した再構築コスト（マイナスの場合はゼロ）を記入してください。

② ネット再構築コストの金額

スワップ取引等が法的に有効な相対ネットティング契約にある場合は、ネット再構築コストの金額（マイナスの場合はゼロ）を記入してください。

③ グロスのアドオン

取引の種類に応じ残存期間の区分により区分した区分ごとに想定元本額を記入してください。

④ ネットのアドオン

スワップ取引等が法的に有効な相対ネットティング契約にある場合は、以下の式により計算した額を記入してください。

$$0.4 \times \text{グロスのアドオン} +$$

0. $6 \times (\text{ネット再構築コスト}) / (\text{グロス再構築コスト}) \times \text{グロスのアドオン}$

※ 法的に有効なネットティング契約とは、関係各国の法律の下において法的有効性を有している相対ネットティング契約（特定の2者間で相殺決済を行う契約）のことをいいます。

(ii) 信用スプレッドリスク対象資産

信用スプレッドリスク対象資産として、クレジットデフォルトスワップ取引によるプロテクションの売却取引について、プロテクションに係る参照債務の想定元本額を、リスク対象資産の所在地ごとに記入してください。

(7) (参考)実質資産負債差額

(i) 資産額

①貸借対照表の資産の部合計額

貸借対照表上の資産の部合計額を記入してください。

②有価証券の含み損益

有価証券の貸借対照表上の額と、公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額との差額を記入してください。

公表されている最終価格とは、取引所取引価格、基準気配、基準価格等とします。

これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とは、証券会社等から支払余力比率の算出を行う日の時価情報として入手した評価額又は組合の独自の評価方法によるもので合理的に認められる価額とします。

なお、算出にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・株式又は社債であって発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還などに重大な懸念があるものについては、実態に則して評価し算出すること
- ・外貨建有価証券は円貨に換算することとし、算出日のTTMにより算出すること。

③有価証券、不動産以外の資産の含み損益

金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、②有価証券の含み損益の記入に準じてください。

なお、金融先物取引、証券先物取引及びオプション取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出してください。

④その他有価証券に係る繰延税金資産

その他有価証券に係る繰延税金資産の貸借対照表上額を記入してください。

(ii) 負債額

①貸借対照表の負債の部合計額

貸借対照表上の負債の部合計額を記入してください。

②その他有価証券に係る繰延税金負債

その他有価証券に係る繰延税金負債の貸借対照表上額を記入してください。

第百零六条第一項中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」に、「第四号及び第五号」を「第三号及び第四号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「第二号第三号、第二号及び第四号」を「第一号各号」に改め、同項を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同条に次の二項を加える。

3 連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。

一 当期剰余金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

二 当期損失金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

4 連結損益計算書には、当期剰余金又は当期損失金に当期剰余金又は当期損失金のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、規程(財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて担の法人等の意思決定機関を支配している組合をいう)に帰属する当期剰余金又は当期損失金として表示しなければならない。

第百七条第二項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第二号に係る項目は次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 資本剰余金

二 利益剰余金

第百二十二条第一項第二号中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

第百二十二条第一項第九号中「行方者」の下に「同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。」を加える。

第百二十四条第三項第三号中「第三百零一条第一項」を「第三百零一条本文(ただし書を除く。)」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して、ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条の改正規定及び第二百五十四条第三項第三号の改正規定、保険業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十五号)の施行の日

二 第二百一十条第一項第九号の改正規定、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十四号)の施行の日

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の消費生活協同組合施行規則第八十四条、第九十九条、第百零七条及び第百一十三条の規定は、平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度に係る連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結決算関係書類については、なお従前の例による。

〇厚生労働省令第四十七号

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第五十条の五、第五十条の十二第一項並びに第五十条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次のように改正する。

第百六十六条の二第一項中「次の各号に掲げる額」の下に「から繰戻税金資産の不算入額として厚生労働大臣が定めるところにより算出した額を控除した額」を加える。

第百六十六条の二第三号中「イからホまで」を「イからハまで」に改め、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、準するもの」の下に「に対応する額」を加え、同ホを同号ヘとし、同号ニの次にイを加える。

六 信用アプロードリスク(金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる取引(同号イに係るものに限る)若しくは同条第二十二号第六号に掲げる取引(同号イに係るものに限る)又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう)に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

第百九十三条を次のように改める。

(共済計理人の職務事項)

第百九十三条 法第五十条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 従来の収支を共済の整理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうか。

二 共済金等の支払能力の充実の状況が共済の整理に基づき適当であるかどうか。

三 共済金等の支払能力の充実の状況について、法第五十条の五並びに第百六十六条の二及び第百六十六条の三の規定に照らして適正であること。

第百九条第一項第六号ロ(一)中「生じているものをいう」の下に「第二百一十一条第三号ロ(一)において同じ」を加え、同ロ(二)中「以外のものをいう」の下に「第二百一十一条第三号ロ(二)において同じ」を加え、同ロ(三)中「に掲げるものを除く」をいう」の下に「第二百一十一条第三号ロ(三)において同じ」を加え、同号ロ(四)中「(三)までに掲げるものを除く」をいう」の下に「第二百一十一条第三号ロ(四)において同じ」を加え、同号二中「細目」の下に「として別表第五に掲げる額」を加える。

第二百九条第一項第七号中「この項」の下に「及び第二百一十一条第四号」を加える。

第二百一十一条中「組合及びその子会社等の概況に関する次に」を「第一号に」に改め、「掲げるもの」の下に「連結子法人等を有する会計監査人監査組合にあつては、次の各号に掲げるもの」を加え、同条各号を次のように改める。

一 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ 組合の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事務所の所在地

(3) 資本金又は出資金

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 組合の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

又は総出資者の議決権に占める割合

二 組合及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益

(2) 当期剰余金又は経常損失金

(3) 当期剰余金又は当期損失金

(4) 純資産額

(5) 総資産額

厚生労働大臣 塩野 恭久

三 組合及びその子会社等の直近の二連業会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結純資産変動計算書
 ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 (1) 破綻先債権に該当する貸付金
 (2) 延滞債権に該当する貸付金
 (3) 三月以上延滞債権に該当する貸付金
 (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金
 ハ 当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常剰余金又は経常損失金の額及び資産の額(以下この号において「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容
 第二百四十八条の二及び第二百四十八条の三中「別表第五」を「別表第六」に改める。
 第二百五十四条第一項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号の次に次の二号を加える。
 二十二 共済事業を行う組合が劣後特約付金積立貸付(元利金の支払)について劣後の内容を有する特約が付された金融の消費貸借であつて、特定共済組合の共済金等の支払能力の充実に資するものとして厚生労働大臣が定める金融の消費貸借に該当するものという。次号において同じ)による借入れをしようとする場合
 二十三 共済事業を行う組合が劣後特約付金積立消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合(期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む)。
 別表第二を次のように改める。
 別表第二(第百八十八(条関係))

別表第二(第百八十八(条関係))	対 象 資 産	積立基準	積立限度
第百八十五条第一項第一号に掲げる資産		千分の四・〇	千分の二百
第百八十五条第一項第二号に掲げる資産		千分の四・〇	千分の百五十
第百八十五条第一項第三号に掲げる資産		千分の〇・四	千分の二十
第百八十五条第一項第四号に掲げる資産		千分の〇・八	千分の三十
第百八十五条第一項第五号に掲げる資産		千分の二・四	千分の百
第百八十五条第一項第六号に掲げる資産		千分の二・八	千分の百十
第百八十五条第一項第七号に掲げる資産		千分の二・〇	千分の百

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。
 別表第五(第百九条第一項第六号(関係))

項 目	記 載 事 項
法第五十条の五第一号に係る細目	一 第百六十六条の二第一項第一号に掲げる額 二 第百六十六条の二第二項第二号に掲げる額 三 第百六十六条の二第二項第三号に掲げる額 四 第百六十六条の二第二項第四号に掲げる額 五 第百六十六条の二第二項第五号に掲げる額

法第五十条の五第二号に係る細目

一	第百六十六条の三第一号に掲げる額
二	第百六十六条の三第二号に掲げる額
三	第百六十六条の三第三号に掲げる額
四	第百六十六条の三第四号に掲げる額

六 第百六十六条の二第二項第六号に掲げる額
 七 第百六十六条の二第二項第七号に掲げる額
 八 法第五十条の五第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額

附則
 (施行期日)
 第一条 この省令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。
 (経過措置)
 第二条 この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則(以下「新法施行規則」という。)第百六十六条の二、第百六十六条の三、第二百四十八条の二、第二百四十八条の三、別表第二、別表第五及び別表第六の規定は、施行日以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。
 第三条 新法施行規則第百九十二条及び第百九十四条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。
 第四条 新法施行規則第百九条及び第二百一十一条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用する。
 ○厚生労働省令第四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十八条第一項(同条第十項において準用する場合を含む)及び第三十三条第一項(同条第六項において準用する場合を含む)の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令
 平成二十七年三月二十六日 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令
 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
 本則に次の一条を加える。
 (平成二十七年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例)
 第八条 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(福島県双葉郡双葉町及び相馬郡飯館村の区域に限る。)内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項(第四十	第一号に掲げる期間と第二号に掲	第一号に掲げる期間及び
一条第二項において準用す	る期間を合算して得た期間	第二号に掲げる期間並びに十
る場合を含む。)		二月間までの期間内で市町
		村が定める期間を合算して
		得た期間

二 短時間労働者のキャリアアップのための情報提供等

短時間労働者の就業状況を把握し、その能力を十分発揮し活躍の場を広げることが支援することともに、事業所における業務の活性化等の相乗効果を促進するため、インターネット上等を活用し、短時間労働者がキャリアアップを図るために必要な情報を提供するための支援を行う。

(4) 行政体制の整備等

イ 行政体制の整備

近年、法の改正のみならず、労働契約法の改正等、短時間労働者の雇用の管理の改善等に関係する様々な施策が講じられていることから、法等の施行を中心とする一連の施策の実施については、都道府県労働局雇用均等室を中心に、都道府県労働局管内での緊密な連携を図る。また、都道府県労働局雇用均等室に企業等の雇用の専門家を雇用均等コンサルタント及び雇用均等指導員として配置しており、その活用を図るとともに、引き続き行政体制の整備に努める。

さらに、短時間労働者と事業者との紛争等については、法第23条に規定する紛争以外のものは個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）が適用されることとなる。また、都道府県労働局管内での緊密な連携を図る。

ロ 関係機関との連携

短時間労働者対策については、国が実施するだけでなく、都道府県等の関係行政機関及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の関係機関の協力も必要であることから、その実施に当たっては関係機関との連携を図る。

○厚生労働省告示第百四十三号

労働保険の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和四十七年労働省告示第十六号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき）を労働保険料率の額目（を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十六日

就業の項通号の項中「(4507)」その他の各種業又は土石製煉業又は土石製煉業」は「(4501) その他の業又は土石製煉業」に改める。

製造業の項中

41	食品製造業 (以下「等製造業」として称す。)	4101	食品製造業
65	たばこ等製造業	6501	たばこ等製造業

41 食品製造業 4101 食品製造業
4112 たばこ等製造業

○厚生労働省告示第百四十四号

消費生活協同組合（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の十二第二項第三号及び消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務省令、厚生省令、農林省令第一号）第百六十六條の二、第百六十六條の三及び第百四十八條の三の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則（平成二十一年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第四條の三第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第四号イ及びロ」を「第四号イ及びロ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第四号ロ」を「第四号ロ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第三項第四号ロに掲げるもの」を「第四項第四号ロに掲げる期間付分債」に改め、「当該」を削り、「減価するものとする」の下に「の額」を加え、「算入限度額」を「中核的支払余力」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「の額は、次に掲げる額とする。」を「四次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 共済掛金積立金等全額部分 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を控除した額
イ 共済掛金積立金（規則第百七十九條第一項第一号及び同条第三項の規定により積み立てる共済掛金積立金をいう。以下この号において同じ。）及び未経過共済掛金（規則第百七十九條第一項第二号の未経過共済掛金をいう。以下同じ。）の合計額
ロ 共済契約の締結時の費用を共済掛金支払期間にわたって償却する方法その他これに類似する方法により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金を加えた額又は保有する共済契約が共済掛金未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額
ハ 支払余力比率（規則第百二十四條第四項に規定する支払余力比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第百七十九條第三項の規定に基づき積み立てた共済掛金積立金の額を積み立てていないものとして、法第五十条の十二第二項に基づき共済掛金人が行う「推測その他の検証により、積み立てておくことが必要である共済掛金積立金の額」

二 契約者別戻金積立金未割当部分 契約者別戻金積立金のうち、共済契約者に対し契約者別戻しとして割り当てた額を指す額
第四條の三第三項第三号中「（税効果相当額）（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）として」を「（税効果相当額）（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額として）」に改め、「規則第八十一條第三項第一号下段に規定する繰上現金資産をいう。以下同じ）」を削り、「にあつては、等とする」を「の場合には等）」に改め、同号備考中「剰余金の額から」の下に「法定準備金」を加え、同項第四号註書中「その他出資金」準備金に準ずる性質を有するものとして、次に掲げるものの額の合計額を「任意積立資本調達手段等」次に掲げるものの額の合計額」に改め、同号イ中「共済金等の支払能力の充実を図るための」を削り、「すべて」を「全て」に、「第六項」を「第九項」に、「共済事業における損失の補てん」を「損失の補填」に、「利払」を「利払」に改め、同号ロ中「共済金等の支払能力の充実を図るための」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5 前項第一号及び第四号に定める額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、中核的支払余力（繰上現金資産等入基準備額から不算入額を控除した額から第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。以下同じ。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第百六十六條の二第二項第七号の厚生労働大臣が定めるものの額は、前項各号に定める額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

6 前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに掲げる負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌事業年度以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであつて利払の義務の近頃に届かないものをいう。

7 第四項第三号に定める額については、同項の規定にかかわらず、繰上現金資産等入基準備額から不算入額を控除した額を限度として算入することができるものとする。

第四條の三第二項を同条第三項とし、同条第一項中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）以下「財務諸表等規則」という。」を「財務諸表等規則」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項次に次の一項を加える。

規則第六十六條の二に規定する繰延税金資産（規則第八十一條第三項第一号に規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）の不買入額（以下「不買入額」という。）は、責任準備金（法第五十條の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）、支払準備金（法第五十條の八に規定する支払準備金をいう。以下同じ。）、償還準備金（法第五十條の九に規定する償還準備金をいう。以下同じ。）、契約者別戻り準備金（規則第八十九條に規定する契約者別戻り準備金をいう。以下同じ。）、換算差額等（規則第八十四條第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。以下同じ。）及び評価・換算差額等（繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合は、零とする。ただし、事業年度開始後十事業年度を経過していない特定共同組合については、零とする。）をいう。）をいう。

一 規則第六十六條の二第一項第一号から第三号までに掲げる額

二 その他有価証券評価差額（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）以下「財務諸表等規則」という。）第六十七條第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。以下同じ。）

三 第四項第一号に掲げる額から同号の二に掲げる額を控除した額

四 第四項第二号に掲げる額

第四條の五第一項第二号中「次に掲げるリスク相当額のうち」を「別表第二に掲げる地震災害リスク相当額と風水害リスク相当額のうち」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中（法第五十條の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）を削り、別表第三を「別表第二」に改め、同条第三項中「別表第三」を「別表第四」に、それぞれ別表の「を」からそれぞれ別表第五第五項第二号に規定するリスクヘッジの効果を控除した額（当該リスクヘッジの効果をヘッジするリスクヘッジ効果を得るために同表の上欄に掲げるリスク対象資産に当該リスクヘッジ効果の額を乗じて算出する）を加え、当該合計額に百分の三十を乗じた額を「別表第六」に規定する分散投資効果の額に改め、同条第四項中「別表第四」を「別表第七」に、それぞれ別表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を「別表第八」に改め、同条第五項第一号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同条第五項第二号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同条第六項第一号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同条第六項第二号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同条第七項中「規則第六十六條の三第三号イ」を「規則第六十六條の三第三号ハ」に、「別表第十」を「別表第十一」に、「別表第十一」を「別表第十二」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

規則第六十六條の三第三号イに掲げる額は、別表第十四の上欄に掲げる取引の区分に応じた区分し、それぞれ同表の第四欄に定めるリスク係数を乗じて算出した額を合計して計算するものとする。

第六條第二項第一号中「別表第三」に改める。

第二十二條第一号中「法第五十條の九」を削り、同条第三号を削り、第四号を第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第四條の二第四項第一号の契約者別戻り準備金未割当部分の額

四 第四條の二第四項第二号の契約者別戻り準備金未割当部分の額

平成二十七年三月三十一日
第三項の改正規則

第二十二條の次に次の一条を加える。

（劣後特約付金債消費貸借）

第二十三條 規則第二百五十四條第一項第二十二号の厚生労働大臣が定める金額の消費貸借は、元利金の支払について劣後特約の内容を有する特約が付された金額の消費貸借であつて、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

一 担保が付されていないこと。

二 その返済が行われない期間が契約時から五年を超えらるものであること。

別表第一自働車リスクの項中「十四号」を「二十二号」に、同表借付リスクの項中「二十六号」を「三十三号」に、同表その他のリスク（損害）の項中「三十四号」を「四十一号」に改め、同表備考第三号中「規則第七十九條第一項第二号イの方法により計算した金額をいう。以下同じ。」を削り、別表第二から別表第十二までを次のように改める。

別表第二（第四條の五第一項第二号関係）

地震災害リスク相当額	風水害リスク相当額
<p>推定正味支払共済金の算出方法</p> <p>リスクカーブにおける再評価期間二十年にわたる地震災害発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。</p> <p>ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、地震災害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。</p>	<p>推定正味支払共済金の算出方法</p> <p>リスクカーブにおける再評価期間二十年にわたる風水害発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。</p> <p>ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、風水害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。</p>

備考

一 リスクカーブとは、推定支払共済金と当該事業年度において当該推定支払共済金を超過する災害が発生する確率との関係を表す曲線をいう。

二 推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす工学的事故発生モデルにより、共済目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得るデータのデータを用いて推計する。

イ 想定される全ての共済事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。

ロ 共済事故により発生する現象が、工学的な理論に基づいて評価されていること。

ハ 共済事故により発生する現象と、共済目的に基づいて評価されていること。

ニ 共済金の支払条件が考慮されていること。

三 推定に規定する要件が満たされている場合における推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす理論的推定事故発生モデルにより、共済目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得るデータのデータを用いて推計する。

イ 過去の実績として同一の条件で長期間にわたって観測されたデータが使用されていること。

ロ 過去の実績として使用されるデータは、物価水準、担保内容、リスクの累積状況等について適切な修正を加えて現在時点に修正されたものであること。

ハ 共済事故により発生する現象と、共済目的に基づいて評価されていること。

ニ 共済金の支払条件が考慮されていること。

ホ 未発生した巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。

別表第三(第四条の五第二項及び第六条第二項関係)

子定利率の区分	リスク係数
〇・〇%を超え一・五%以下の部分	〇・〇一
一・五%を超え二・〇%以下の部分	〇・二
二・〇%を超え二・五%以下の部分	〇・八
二・五%を超える部分	一・〇

別表第四(第四条の五第三項関係)

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	二十%
外国株式	十%
邦貨建債券	二%
外貨建債券、外貨建貸付金等	一%
不動産(国内土地)	十%
為替リスクを含むもの	十%

備考
一 「リスク対象資産」には、ニ会社等(法第五十三条の二第二項に規定するニ会社等)をいう。以下同じ。に対する出資・貸付金を含まない。
二 「邦貨建債券」には、満期保有目的の債券(財務諸表等規則第八條第二十一項に規定するものをいう。以下同じ)を含まない。
三 国内株式又は外国株式のリスク対象資産の額については、買建ての信用取引がある場合には当該額を加え、売建ての信用取引がある場合には当該額を控除する。
四 責任準備金対応債券(満期保有目的の債券以外の債券であつて、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度を概ね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう)については、リスク係数を一%とする。

別表第五(第四条の五第三項関係)

備考
一 デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合において、当該デリバティブ取引に関して、次のイからニまでの全ての要件を満たすときその他これに準ずる基準によりヘッジの有効性が確認できるときには、当該デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果を確認する。
イ 資産又は負債(子会社等への出資及び貸付金を除く)の価格変動等に關し、リスクヘッジを目的として行われたデリバティブ取引(以下「ヘッジ取引」という)であること。
ロ ヘッジ取引が理事会の定めるリスク管理方針に適合していること。
ハ ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係があらかじめ明確化されていること。
ニ ヘッジの有効性に関する確認において、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後(少なくとも毎事業年度末)において、ヘッジ対象となる資産又は負債とデリバティブ取引の原資産とのβ値(直近の資産構成割合に基づき過去六十月の月次データ)が〇・五から二までの範囲内であること。
① デリバティブ取引の原資産を使用してβ値を測定することが適当でない場合には、原資産に代えて株式指数等を使用することができるものとする。ただし、次に掲げる場合には、ヘッジの有効性の確認を省略できる。
(1) 国内株式及び外国株式について、リスク対象資産と同一の個別銘柄を原資産とするデリバティブ取引でヘッジを行っている場合。
(2) 邦貨建債券及び外貨建債券、外貨建貸付金等について、リスク対象資産(債券及び貸付金)と同一の通貨の金利に対する先物取引及びオプション取引でヘッジを行っている場合。
(3) 為替リスクを含むリスク対象資産について、資産及び負債の種類にかかわらず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約及び通貨オプションでヘッジを行っている場合。
二 前号の場合において、認められるデリバティブ取引によるリスクヘッジの効果の額は、去の上欄に掲げるリスク対象資産の区分に応じて同表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により計算した対象取引残高の額とする。

リスク対象資産の区分	デリバティブ取引	対象取引残高の算定方法
国内株式	株式に係る先物取引(売建て) 株式に係るオプション取引(フット) 株式に係る先物取引(売建て) 株式に係るオプション取引(フット)	時価×取引単位×契約数量 行使価格×取引単位×契約数量 時価×取引単位×契約数量 行使価格×取引単位×契約数量
外国株式	株式に係る先物取引(売建て) 株式に係るオプション取引(フット)	時価×取引単位×契約数量 行使価格×取引単位×契約数量
邦貨建債券	債券に係る先物取引(売建て) 債券に係るオプション取引(フット)	時価×取引単位×契約数量 行使価格×取引単位×契約数量

別表第六(第四条の五第三項関係)

分散投資効果の額は、別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の貸借対照表計上額(デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果は認められる場合として前表に掲げる場合に該当するときは、当該リスク対象資産の貸借対照表計上額を限度として同表備考第二号のリスクヘッジの効果の額を控除した額)以下「リスク対象資産相当額」という。これに別表第四の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額に、次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額とする。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^n X_i^2 X_i \sigma_i^2}}{\sum_{i=1}^n X_i \sigma_i^2}$$

外貨建債券、外貨建貸付金等	債券に係る先物取引(売建て) 債券に係るオプション取引(フット)	時価×取引単位×契約数量 行使価格×取引単位×契約数量
為替リスクを含むもの	外国通貨に係る先物取引(為替予約を含む)(売建て) 外国通貨に係るオプション取引(フット)	時価×取引単位×契約数量 行使価格×取引単位×契約数量

X リスク対象資産の構成割合。当該リスク対象資産相当額が、全てのリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。
 Y 別表第四に掲げるリスク係数
 Z リスク対象資産とリスク対象資産とのリスクの相関係数として次に定めるもの
 相関係数

リスク対象資産	リスク対象資産					
	1 国内株式	2 外国株式	3 邦貨建債券	4 外貨建債券 等	5 不動産	6 為替リスクを含むもの
1 国内株式	1.000	0.500	0.000	0.000	0.000	0.000
2 外国株式	0.500	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3 邦貨建債券	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	0.000
4 外貨建債券等	0.000	0.000	0.500	1.000	0.000	0.000
5 不動産	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.000
6 為替リスクを含むもの	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000

別表第七(第四条の五第四項関係)

リスク対象資産の区分	リスク係数			
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4
貸付金、債券及び預貯金	0%	1%	4%	30%
証券化商品	0%	1%	14%	30%
再証券化商品	0%	2%	28%	30%
短資取引	0.1%			30%

備考
 一 リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引(金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(同号イに係るものに限る。若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引(同号イに係るものに限る。又はこれらに類似する取引をいう。以下同じ。))を除く。
 二 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益(未収利息)を含む。
 三 貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品については、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。
 四 証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、次のイからハまでに掲げるものを除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する。

イ 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券
 ロ 最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券
 ハ その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券
 ニ 証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。
 ヒ 証券化商品及び再証券化商品について、その商品内容の把握が十分でない場合(次のイからハまでに掲げる要件のいずれかを満たさない場合をいう)には、そのリスク係数を一とする。
 イ 個々の証券化商品及び再証券化商品のリスク特性と、原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続して行っていること。
 ロ 原資産の業績情報を通じて取得できること。
 ハ 保有する証券化商品及び再証券化商品の収益に重大な影響を与える証券化取引の構造の特性を組合が自ら適切に把握していること。
 ニ 証券化商品及び再証券化商品に保証が付されている場合には、当該保証を行う者のランクに応じた貸付金、債券及び預貯金の区分のリスク係数と、当該証券化商品又は再証券化商品のランクに応じた区分のリスク係数のうちいずれか小さい方を当該取引のリスク係数とする。
 別表第八(第四条の五第四項関係)

ランクの区分	リスク対象資産の区分	証券化商品及び再証券化商品
ランク1	一 最上位格付を有する国の中央政府及び中央銀行並びに最上位格付を有する国際機関 二 OECD諸国の中央政府及び中央銀行 三 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 四 前三号のいずれかに掲げる者の保証するもの 五 規則第二百二条第一項第十二号又は規則第二百二条第一項第十三号に掲げる貸付金	中欄の各号のいずれかに該当するもの
ランク2	一 ランク1の貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引の欄第一号及び第二号に該当しない国の中央政府及び中央銀行並びに同欄第一号に該当しない国際機関 二 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 三 我が国及び外国の金融機関 四 B B B格相当以上の格付を有する者 五 前各号のいずれかに掲げる者の保証するもの 六 規則第二百二条第一項第十一号又は規則第二百二条第一項第十二号に掲げる貸付金(第一号から第四号までに掲げる者と同等の信用力を有する組合に対して行う貸付金に限る) 七 抵当権付住宅ローン 八 有価証券、不動産等を担保とする与信 九 信用保証協会の保証する与信	ランク1に該当せず、B B B格相当以上の格付を有するもの
ランク3	九 信用保証協会の保証する与信	ランク1又はランク2に該当せず、B B B格相当以上の格付を有するもの

ランク 4
破綻先債権
延滞債権
三月以上延滞債権
貸付条件緩和債権

ランク 1 からランク 3 までのいずれにも該当しないもの

備考
一 リスク対象資産のランクの判定に用いる情報については、算出日以前の最新時点のものを用いることとする。
二 リスク対象資産が複数のランクに相当する場合には、原則として上位ランクに該当するものとして取り扱うこととする。
三 保証及び担保が部分的に付されているリスク対象資産は、当該保証又は担保が付されている部分と付されていない部分に分割して、ランクを判定する。
四 格付は適格格付業者によるものとする。
五 リスク対象資産が複数の適格格付業者から格付を受けている場合であつて、それらの格付により判定したランクに応じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて二番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の適格格付業者の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク係数を用いるものとする。
六 優先部分を保有している無格付の証券化商品及び再証券化商品については、当該証券化商品は又は再証券化商品の原資産の実態に応じてランクを判定できるものとする。

法人の業務形態	国内会社		海外法人	
	金融業務	非金融業務	金融業務	非金融業務
リスク対象資産の区分	株式	貸付金	株式	貸付金
	株式	株式	株式	株式
	株式	貸付金	株式	貸付金
	株式	貸付金	株式	貸付金
				三十%
				一・五%
				二十%
				一・〇%
				二十五%
				九・五%
				十五%
				九・〇%
				百%
				三十%

備考
一 金融業務とは、規則第二百二十二条第二項第七号から第十一号までに掲げる業務（これに準ずる同項第十三号に掲げる業務を含む。）並びに規則第二百二十七条第一項第十一号に掲げる業務（これに準ずる同項第十三号に掲げる業務を含む。）及び同条第二項第十四号から第二十六号までに掲げる業務（これに準ずる同項第二十七号に掲げる業務を含む。）とする。
二 非金融業務とは、金融業務以外の業務とする。
三 子会社等に対する貸付金には、未収取戻及び子会社等に貸し付けた有価証券を含む。
四 海外法人に対する邦貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第十（第四条の五第六項第一号及び第二号関係）

取引の種類	対象取引残高の算定方法
外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む）	売建 時価×取引単位×契約数量
	買建 時価×取引単位×契約数量
株式に係る先物取引	売建 時価×取引単位×契約数量
	買建 時価×取引単位×契約数量
債券に係る先物取引	売建 時価×取引単位×契約数量
	買建 時価×取引単位×契約数量
外国通貨に係るオプション取引	売建 行使価格×取引単位×契約数量
	買建 行使価格×取引単位×契約数量
株式に係るオプション取引	売建 行使価格×取引単位×契約数量
	買建 行使価格×取引単位×契約数量
債券に係るオプション取引	売建 行使価格×取引単位×契約数量
	買建 行使価格×取引単位×契約数量

別表第十一（第四条の五第六項第一号及び第二号関係）

取引の種類	リスク係数(a)	リスク係数(b)
外国通貨に係るデリバティブ取引	十%	十%
株式に係るデリバティブ取引	二十%	二十五%
債券に係るデリバティブ取引	二%	八%

備考
一 リスク係数(a)の対象は、先物の買建取引及びプットオプションの売建取引とする。
二 リスク係数(b)の対象は、先物の売建取引とする。

別表第十二(第四条の五第六項第三号イ関係)

取引の種類	原契約期間の区分	率目
外国為替関連取引	一年以内	二・〇%
	一年以上	三・〇%に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇%を差し引いて計算した率目
金利関連取引	一年以内	〇・五%
	一年以上	一・〇%に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・〇%を差し引いて計算した率目
法的に有効なネットディング契約下にある外国為替関連取引	一年以内	一・五%
	一年以上	二・二五%に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五%を差し引いて計算した率目
法的に有効なネットディング契約下にある金利関連取引	一年以内	〇・三五%
	一年以上	〇・七五%に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五%を差し引いて計算した率目

備考

一 「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る)等をいう。

二 「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引、金利先物取引、金利オプション(オプション権の取得に限る)及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。

三 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

四 原契約期間に一年未満の増減があるときは、これを一年として原契約期間を計算する。

別表第十二の次に次の五表を加える。

別表第十三(第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)関係)

取引の種類	残存期間の区分	率目
外国為替関連取引	一年以内	一・〇%
	一年以上	五・〇%
金利関連取引	一年以内	〇%
	一年以上	〇・五%
株式関連取引	一年以内	六・〇%
	一年以上	八・〇%
	一年以上	十・〇%

備考

一 元本を複数回交換する取引については、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各率目に残存交換回数に乗じるものとする。

二 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の設定期日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年間の金利関連取引については、率目は〇・五%を下限とする。

三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することはない。

四 「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る)等をいう。

五 「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引、金利先物取引、金利オプション(オプション権の取得に限る)及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。

六 「株式関連取引」とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る)等をいう。

七 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

別表第十四(第四条の五第七項関係)

取引の区分	リスク対象資産の額	リスク対象資産の所在地	リスク係数
クレジットデフォルトスワップ取引によるプロテクションの売却	クレジットデフォルトスワップ取引に係る参照債務の想定元本額	日本	五・六%
		米園	二・九%
		欧州	二・五%
		その他	五・六%

備考

一 プロテクションに係る参照債務の想定元本額には、当該プロテクションに係るクレジットデフォルトスワップ取引に関連して計上される資産(未収入金として計上された未収プレミアムを含む)の額を加算し、当該取引に関連して計上される負債の額を控除する。

二 売却したプロテクションと参照債務の債務者が同一であり、かつ、当該プロテクションの満期日以後の日を満期日とするプロテクションを購入している場合には、当該売却したプロテクションに係る参照債務の想定元本額から購入したプロテクションに係る参照債務の想定元本額を控除した額(零未満となる場合は、零)を当該売却したプロテクションの売却に係るリスク対象資産の額とする。

三 リスク対象資産の所在地は、プロテクションに係る参照債務の実態に応じたものとする。

四 プロテクションの購入については、当該取引に係るリスク対象資産の額は零とする。

別表第十五(第四条の五第八項第一号関係)

リスク対象金額	リスク係数
規則第百八十条の規定に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第百八十四条第三項において準用する規則第百八十条の規定に基づいて積み立てないこととした支払備金	一%

備考
 一 自動車損害賠償責任共済に係る額を除く、
 二 共済の種類ごとに出荷割合が五十%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリス
 ク対象金額についてリスク係数を二%とする。
 別表第十六(第四号の五第八項第一号関係)

リスク対象金額	リスク係数
未収再共済・再保険勘定(自動車損害賠償責任共済に係る額を除く)	一%
対象組合の区分	リスク係数
当期未処理損失を計上している共済事業委託組合	三%
当期未処理損失を計上していない共済事業委託組合以外の組合	二%

○厚生労働省告示第百四十五号
 消費生活協同組合法(昭和二十二年法律第二百四号)第五十条の十二第一項第三号及び消費生活協同
 組合法施行規則(昭和二十二年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号、第百九十三号第一
 号及び第二号の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準(平成二十一年厚
 生労働省告示第百四十五号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
 平成二十七年三月二十六日 厚生労働大臣 齋藤 秀久

第六条第二項第一号イ中「第四項に規定する」を「第七項の規定により一号分析期間の開始にお
 いて締結する保険契約に適用される」に改める。
 第九条第一項中「事項」の下に「(規則第百九十三条第二号に掲げる事項を除く)」を加え、第四項
 第一号を次のように改める。
 一 次のイ又はロのいずれか大きい方の額の合計額(以下「事業継続基礎に係る額」という。)
 イ 共済契約の締結時の費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方
 法により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金を加えた額
 ロ 保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額
 第九条第四項第二号ハを次のように改める。
 ハ 契約者側戻金積立金未割当部分(法第四十条の三第四項第二号に規定する契約者側戻金積立
 金未割当部分をいう。以下同じ。)
 第十一條第一項第四号中「契約者側戻金積立金」の下に「(規則第百八十九条第一項の契約者側戻金積
 立金という。以下同じ。)」を加え、同項に次の一号を加える。
 七 二号分析期間の開始において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある
 場合は、これを反映すること。
 第十二条の次に次の五条を加える。
 (支払余力比率の確認)
 第十三条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第三号に掲げる事項(規則第百九十三条第一号に
 掲げる事項を除く)について、次の各号に従い、規程第四号の二に定める算式により得られる比率
 (以下「支払余力比率」という)が、二百パーセント以上かどうかを確認しなければならない。
 一 法第五十条の五第一号に掲げる額が規則第百六十六條の二及び規程第四号の三の規定に照らし
 て適正であること。
 二 法第五十条の五第二号に掲げる額が規則第百六十六條の三並びに規程第四号の四及び第四号の
 五の規定に照らして適正であること。

2 共済計理人は、前項の確認の結果、支払余力比率が二百パーセント未満である場合には、その旨
 を意見書に記載しなければならない。
 (共済掛金積立金等余剰部分控除額)
 第十四条 共済計理人は、規程第四号の三第四項第一号ハに掲げる額(以下「共済掛金積立金等余剰
 部分控除額」という)を定めるために、支払余力比率の確認に関する将来収支分析(以下「三号の
 二収支分析」という)を行わなければならない。
 2 共済計理人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、二号の二収支分析を行わ
 ないことができる。ただし、第一号に掲げる場合においては、共済計理人は、同号に該当する旨を
 意見書に記載することともに、同号に該当すると判断できる根拠を附属報告書に示さなければならない。
 一 第十七条に定める共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限が零であることが一号収支分析その
 他の結果から判断できる場合
 二 規程第四号の三第四項第一号に定める共済掛金積立金等余剰部分を零とする場合
 (三号の二収支分析の実施)
 第十五条 三号の二収支分析は毎事業年度行うものとし、三号の二収支分析が対象とする期間(第十
 六条及び第十七条において「三号の二分析期間」という)は、基準時点から五年間とする。
 2 三号の二収支分析は、組合全体について行うものとする。
 (三号の二収支分析の前提)
 第十六条 三号の二収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。
 一 無リスク利回りは、三号の二分析期間の開始以降、基準時点の長期国債実効利回りのまま推
 移するものとする。
 二 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価は変動しないものとする。
 三 新契約(組合が三号の二分析期間の開始以降に新たに締結する契約をいう。以下この号におい
 て同じ)に係る契約高、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、外貨建資産の資産運
 用収益、資産配分等資産運用の状況、戻金の状況は、直近年度の実績値又は直近年度を含む過
 去三年間以上の平均値に基づいた合理的なものであること。ただし、新契約の締結を見込まない
 ことが適切と判断される場合は、新契約に係る契約高及び新契約の締結に係る事業経費を見込ま
 ないことができる。
 四 評価差額の取崩し及び益及び益の実現による積立財産への充当は行わないものとする。
 五 加格変動準備金及び異常危険準備金等の繰入れは行わないものとする。
 六 劣後性債務については、その約定に従って利息を支払うものとする。
 七 三号の二分析期間の開始において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正が
 ある場合は、これを反映すること。
 2 共済計理人は、規則第百七十九条第三項の規定に基づき積み立てた共済掛金積立金の額を積み立
 てていないものとして三号の二収支分析を行うものとする。
 3 共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を
 勘案し、必要があると認められるときは、第一項の規定により設定する三号の二収支分析の前提に
 代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共
 済計理人は、その旨を意見書に記載することともに、第一項の規定により設定する三号の二収支分析
 の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければな
 らない。

(共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限)
 第十七条 第十四条に規定する共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限は、二年度の二分析期間中の事業年度末における、事業継続基準に係る額の不足額(資産が事業継続基準に係る額を下回る額をいう)の現在価値を計算した値の最大値とする。

2 共済掛人は、合理的と判断する場合には、前項の共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の算定において、事業継続基準に係る額に代えて、責任準備金を用いることができる。この場合において、その根拠を附属報告書に示さなければならない。

○厚生労働省告示第百四十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品(平成十六年厚生労働省告示第百八十五号)の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用前に使用されたセツキシマブ及びその製剤又はパニツムマブ及びその製剤の副作用による疾病、障害又は死亡に係る副作用救済給付については、なお従前の例による。

平成二十七年三月二十六日

第百五十二号を第百五十四号とし、第九十九号から第百五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第九十八号を第九十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百 パニツムマブ及びその製剤

第九十七号を第九十八号とし、第七十八号から第九十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七十七号の次に次の一号を加える。

七十八 セツキシマブ及びその製剤

○厚生労働省告示第百四十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品(平成十六年厚生労働省告示第百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

題名中「医薬品副作用被害救済制度」を「医薬品等副作用被害救済制度」に改める。

第百五十四号を第百五十六号とし、第百三十九号から第百五十三号までを二号ずつ繰り下げ、第百三十八号を第百三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十 ラムシルマン及びその製剤

第百二十七号を第百三十八号とし、第三十八号から第百二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 四一(ニ)クロロロー四一(シ)クロプロピルカルボモイル)アミノ(ノ)フェノキシ)ーセーメント

キシキノリン)六(ール)カルキキサミド(別名レンバチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

○厚生労働省告示第百四十八号

確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第四十三条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率(平成十四年厚生労働省告示第百五十八号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日

本則に次の一号を加える。

十四 平成二十七年年度 年率〇・五パーセント

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第一及び別表第二を次のとおりとする。
 別表第一 男子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00017	41歳	0.00130	67歳	0.01250	93歳	0.19368		
16歳	0.00021	42歳	0.00142	68歳	0.01360	94歳	0.21090		
17歳	0.00027	43歳	0.00154	69歳	0.01480	95歳	0.22910		
18歳	0.00034	44歳	0.00168	70歳	0.01619	96歳	0.24835		
19歳	0.00041	45歳	0.00183	71歳	0.01782	97歳	0.26868		
20歳	0.00048	46歳	0.00200	72歳	0.01969	98歳	0.29008		
21歳	0.00054	47歳	0.00219	73歳	0.02184	99歳	0.31256		
22歳	0.00059	48歳	0.00242	74歳	0.02439	100歳	0.33609		
23歳	0.00082	49歳	0.00266	75歳	0.02741	101歳	0.36066		
24歳	0.00083	50歳	0.00292	76歳	0.03093	102歳	0.38623		
25歳	0.00083	51歳	0.00319	77歳	0.03499	103歳	0.41275		
26歳	0.00084	52歳	0.00349	78歳	0.03962	104歳	0.44015		
27歳	0.00085	53歳	0.00384	79歳	0.04483	105歳	0.46934		
28歳	0.00086	54歳	0.00421	80歳	0.05052	106歳	0.49721		
29歳	0.00086	55歳	0.00463	81歳	0.05653	107歳	0.52553		
30歳	0.00087	56歳	0.00509	82歳	0.06341	108歳	0.55447		
31歳	0.00089	57歳	0.00559	83歳	0.07121	109歳	0.58354		
32歳	0.00071	58歳	0.00611	84歳	0.08007	110歳	0.61667		
33歳	0.00074	59歳	0.00664	85歳	0.08972	111歳以上	1.00000		
34歳	0.00077	60歳	0.00725	86歳	0.09970				
35歳	0.00081	61歳	0.00790	87歳	0.10994				
36歳	0.00086	62歳	0.00850	88歳	0.12095				
37歳	0.00092	63歳	0.00910	89歳	0.13328				
38歳	0.00100	64歳	0.00978	90歳	0.14726				
39歳	0.00110	65歳	0.01050	91歳	0.16209				
40歳	0.00120	66歳	0.01147	92歳	0.17740				

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○ 消費生活協同組合法施行規則 (昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(健全性の基準に用いる出資の総額、準備金の額等) 第六十六条の二 法第五十条の五第一号の出資の総額、準備金の額その他の厚生労働省令で定めるものの額は次の各号に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として厚生労働大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とし、同号の厚生労働省令で定めるところにより計算した額は当該各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(通常の予測を超える危険に対応する額) 第六十六条の三 法第五十条の五第二号の共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 資産運用リスク (資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由に</p>	<p>(健全性の基準に用いる出資の総額、準備金の額等) 第六十六条の二 法第五十条の五第一号の出資の総額、準備金の額その他の厚生労働省令で定めるものの額は次の各号に掲げる額とし、同号の厚生労働省令で定めるところにより計算した額は当該各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(通常の予測を超える危険に対応する額) 第六十六条の三 法第五十条の五第二号の共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 資産運用リスク (資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由に</p>

より発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ〜ニ (略)

ホ 信用スプレッドリスク(金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる取引(同号イに係るものに限る。))若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引(同号イに係るものに限る。))又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでに規定するリスクに準ずるものに対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

四 (略)

(共済計理人の確認事項)

第百九十三条 法第五十条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうか。
- 二 共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうか。

(共済計理人の確認業務)

より発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ〜ニ (略)

(新設)

ホ イからニまでに規定するリスクに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

四 (略)

(共済計理人の確認事項)

第百九十三条 法第五十条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうかとする。

(新設)

(新設)

(共済計理人の確認業務)

第百九十四条 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる基準その他厚生労働大臣が定める基準により、法第五十条の十二第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一〜三 (略)

四 共済金等の支払能力の充実の状況について、法第五十条の五並びに第百六十六条の二及び第百六十六条の三の規定に照らして適正であること。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百九条 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事

項

イ (略)

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下この号において「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。第二百一十一

第百九十四条 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる基準その他厚生労働大臣が定める基準により、法第五十条の十二第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一〜三 (略)

(新設)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百九条 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事

項

イ (略)

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下この号において「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当す

第三号ロ(1)において同じ。)に該当する貸付金

(2) 延滞債権(未収利息不計上貸付金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。第二百十一条第三号ロ(2)において同じ。)に該当する貸付金

(3) 三月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(1)及び(2)に掲げるものを除く。)

(をいう。第二百十一条第三号ロ(3)において同じ。)に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1)から(3)までに掲げるものを除く。)をいう。第二百十一条第三号ロ(4)において同じ。)に該当する貸付金

ハ (略)

ニ 特定共済組合にあつては、共済金等の支払能力の充実の状況(法第五十条の五各号に掲げる額に係る細目として別表第五に掲げる額を含む。)

七 事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該組合の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この項及び第二百十一条第四号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善

る貸付金

(2) 延滞債権(未収利息不計上貸付金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。)に該当する貸付金

(3) 三月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(1)及び(2)に掲げるものを除く。)

(をいう。)に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1)から(3)までに掲げるものを除く。)をいう。)に該当する貸付金

ハ (略)

ニ 特定共済組合にあつては、共済金等の支払能力の充実の状況(法第五十条の五各号に掲げる額に係る細目を含む。)

七 事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該組合の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この項において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体

するための対応策の具体的内容

2・3 (略)

第二百十一条 法第五十三条の第二項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、第一号に掲げるもの（連結子法人等を有する会計監査人監査組合にあつては、次の各号に掲げるもの）とする。

一 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ 組合の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事務所の所在地

(3) 資本金又は出資金

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 組合の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

二 組合及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

て次に掲げる事項

的内容

2・3 (略)

第二百十一条 法第五十三条の第二項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げるものとする。

一 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

二 組合の子会社等に関する次に掲げる事項

イ 名称

ロ 主たる営業所又は事務所の所在地

ハ 資本金又は出資金

ニ 事業の内容

ホ 設立年月日

ヘ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

ト 組合の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(新設)

- (1) 経常収益
- (2) 経常剰余金又は経常損失金
- (3) 当期剰余金又は当期損失金
- (4) 純資産額
- (5) 総資産額

三 組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結純資産変動計算書
- ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (1) 破綻先債権に該当する貸付金
 - (2) 延滞債権に該当する貸付金
 - (3) 三月以上延滞債権に該当する貸付金
 - (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金

ハ 当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常剰余金又は経常損失金の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

（特定共済組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分及びこれ

（新設）

（新設）

（特定共済組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分及びこれ

に応じた命令)

第二百四十八条の二 特定共済組合についての法第九十四条の二第三項に規定する同条第二項の規定による命令であつて共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものは、次条に定める場合を除き、別表第六の上欄に掲げる支払余力比率に係る区分に応じ当該区分の下欄に掲げる命令とする。

第二百四十八条の三 特定共済組合が、その支払余力比率について当該組合が該当していた別表第六の上欄に掲げる区分の支払余力比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分の支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を行政庁に提出した場合には、前条の規定にかかわらず、当該組合の区分に応じた命令は、当該計画の提出時の支払余力比率から当該計画の実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該組合についての命令は、当該計画の提出時の支払余力比率に係る同表の区分の下欄に定める命令とする。

2 別表第六第三区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。同項において同じ。）が貸借対照表

に応じた命令)

第二百四十八条の二 特定共済組合についての法第九十四条の二第三項に規定する同条第二項の規定による命令であつて共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものは、次条に定める場合を除き、別表第五の上欄に掲げる支払余力比率に係る区分に応じ当該区分の下欄に掲げる命令とする。

第二百四十八条の三 特定共済組合が、その支払余力比率について当該組合が該当していた別表第五の上欄に掲げる区分の支払余力比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分の支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を行政庁に提出した場合には、前条の規定にかかわらず、当該組合の区分に応じた命令は、当該計画の提出時の支払余力比率から当該計画の実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該組合についての命令は、当該計画の提出時の支払余力比率に係る同表の区分の下欄に定める命令とする。

2 別表第五第三区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。同項において同じ。）が貸借対照表

の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表第二区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

一〇三 (略)

3 別表第六非対象区分の項、第一区分の項及び第二区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表の第三区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

(届出事項等)

第二百五十四条 法第九十六条の二第六号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二十一 (略)

二十二 共済事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、特定共済組合の共済金等の支払能力の充実に資するものとして厚生労働大臣が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。次号において同じ。)による借入れをしようとする場合

二十三 共済事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合(期限のないものについて弁済を

の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表第二区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

一〇三 (略)

3 別表第五非対象区分の項、第一区分の項及び第二区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表の第三区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

(届出事項等)

第二百五十四条 法第九十六条の二第六号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二十一 (略)

(新設)

(新設)

しよらうとする場合を含む。

二十四 (略)

255 (略)

別表第二(第百八十六条関係)

対象資産	積立基準	積立限度
第百八十五条第一項第一号に掲げる資産	千分の四・〇	千分の二百
第百八十五条第一項第二号に掲げる資産	千分の四・〇	千分の百五十
第百八十五条第一項第三号に掲げる資産	千分の〇・四	千分の二十
第百八十五条第一項第四号に掲げる資産	千分の〇・八	千分の三十
第百八十五条第一項第五号に掲げる資産	千分の二・四	千分の百
第百八十五条第一項第六号に掲げる資産	千分の二・八	千分の百十
第百八十五条第一項第七号に掲げる資産	千分の二・〇	千分の百

二十二 (略)

255 (略)

別表第二(第百八十六条関係)

対象資産	積立基準	積立限度
第百八十五条第一項第一号に掲げる資産	千分の四・〇	千分の百
第百八十五条第一項第二号に掲げる資産	千分の四・〇	千分の百
第百八十五条第一項第三号に掲げる資産	千分の〇・四	千分の十
第百八十五条第一項第四号に掲げる資産	千分の〇・八	千分の二十
第百八十五条第一項第五号に掲げる資産	千分の二・四	千分の六十
第百八十五条第一項第六号に掲げる資産	千分の二・八	千分の七十
第百八十五条第一項第七号に掲げる資産	千分の二・〇	千の五十

別表第五（第二百九条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
法第五十条の五第一号に係る細目	一 第六十六条の二第一項第一号に掲げる額 二 第六十六条の二第一項第二号に掲げる額 三 第六十六条の二第一項第三号に掲げる額 四 第六十六条の二第一項第四号に掲げる額 五 第六十六条の二第一項第五号に掲げる額 六 第六十六条の二第一項第六号に掲げる額 七 第六十六条の二第一項第七号に掲げる額 八 法第五十条の五第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額
法第五十条の五第二号に係る細目	一 第六十六条の三第一号に掲げる額 二 第六十六条の三第二号に掲げる額 三 第六十六条の三第三号に掲げる額 四 第六十六条の三第四号に掲げる額

別表第六（第二百四十八条の二及び第二百四十八条の三関係）

（略）

（新設）

別表第五（第二百四十八条の二及び第二百四十八条の三関係）

（略）

消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件(案) 新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法施行規程(平成二十年厚生労働省告示第三百二十九号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(出資金、準備金等の計算)</p> <p>第四条の三 規則第六十六條の二に規定する繰延税金資産(規則第八十一條第三項第一号に規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。)</p> <p>の不算入額(以下「不算入額」という。)は、責任準備金(法第五十條の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。)、支払備金(法第五十條の八に規定する支払備金をいう。以下同じ。)、価格変動準備金(法第五十條の九に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。)、契約者割戻準備金(規則第八十九條に規定する契約者割戻準備金をいう。以下同じ。)、及び評価・換算差額等(規則第八十四條第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。)に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「繰延税金資産算入基準額」という。)の百分の二十に相当する額を控除した額(当該控除した額が零未満となる場合は、零)とする。ただし、事業年度開始後十事業年度を経過していない特定共済組合については、零とする。</p> <p>一 規則第六十六條の二第一項第一号から第三号までに掲げる額</p> <p>二 その他有価証券評価差損(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。)(第六十七條第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。以下同じ。)</p>	<p>(出資金、準備金等の計算)</p> <p>第四条の三 (新設)</p>

三 第四項第一号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除した額
四 第四項第二号に掲げる額

2 規則第六十六條の二第一項第五号の厚生労働大臣が定める率は、百分の九十（特定共済組合が有するその他有価証券（財務諸表等規則第八條第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

3 規則第六十六條の二第一項第六号の厚生労働大臣が定める率は、百分の八十五（特定共済組合が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百）とする。

4 規則第六十六條の二第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものは次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 共済掛金積立金等余剰部分 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を控除した額

イ 共済掛金積立金（規則第七十九條第一項第一号及び同條第三項の規定により積み立てる共済掛金積立金をいう。以下この号において同じ。）及び未経過共済掛金（規則第七十九條第一項第二号の未経過共済掛金をいう。以下同じ。）の合計額

ロ 共済契約の締結時の費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金を加えた額又は保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額

ハ 支払余力比率（規則第二百二十四條第四項に規定する支払余力比

規則第六十六條の三第一項第五号の厚生労働大臣が定める率は、百分の九十（特定共済組合が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八條第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

2 規則第六十六條の三第一項第六号の厚生労働大臣が定める率は、百分の八十五（特定共済組合が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百）とする。

3 規則第六十六條の三第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 解約返戻金等超過額として、将来の共済金等（法第五十條の五に規定する共済金等をいう。以下同じ。）及び契約者割戻し（法第五十條の十第一項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）の支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を越える額

率をいう。以下同じ。)の算出を行う日(以下「算出日」という。)
。)において、規則第七十九条第三項の規定に基づき積み立てた共済掛金積立金の額を積み立てていないものとして、法第五十条の十二第一項に基づき共済計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である共済掛金積立金の額

二 契約者割戻準備金未割当部分 契約者割戻準備金のうち、共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額を超える額

三 税効果相当額 任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額として、次の算式により得られる額(繰延税金資産の額が零である特定共済組合(繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。)の場合には零)

$$A \times t / (1 - t)$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 貸借対照表の純資産の部の剰余金の額から、法定準備金、剰余金の処分として支出する額及び法定準備金に積み立てる額並びにこれらに準ずるものの額の合計額を控除した額(当該控除

二 将来利益(将来の契約者割戻しの額を引き下げることによりリスク対応財源として期待できる利益をいう。)として、直近の五事業年度の契約者割戻準備金繰入額の平均値に相当する額又は直近の事業年度の契約者割戻準備金繰入額のいずれか小さい額に百分の五十を乗じた額

三 税効果相当額(任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。)として、次の算式により得られる額(繰延税金資産(規則第八十一条第三項第一号に規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。)の額が零である特定共済組合(繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。)にあつては、零とする。)

$$A \times t / (1 - t)$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 貸借対照表の純資産の部の剰余金の額から、剰余金の処分として支出する額及び法定準備金に積み立てる額並びにこれらに準ずるものの額の合計額を控除した額(当該控除した額が零未満とな

した額が零未満となる場合には、零)

ト 繰延税金資産及び繰延税金負債（規則第八十二条第二項第一号又は規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十二第二項第二号に規定する法定実効税率をいう。）

四 負債性資本調達手段等 次に掲げるものの額の合計額

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質の全てを有するもの

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 第九項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 損失の補填に充当されるものであること。
 - (4) 利払いの義務の延期が認められるものであること。
- ロ 期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）

5 前項第一号及び第四号に定める額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、中核的支払余力（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した額から第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。以下同じ。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第百六十六条の二第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものの額は、前項各号に定める額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

6 前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに掲げる

る場合には、零)

ト 繰延税金資産及び繰延税金負債（規則第八十二条第二項第一号又は規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十二第二項第二号に規定する法定実効税率をいう。）

四 その他出資金、準備金に準ずる性質を有するものとして、次に掲げるものの額の合計額

イ 共済金等の支払能力の充実を図るための負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 共済事業における損失の補填に充当されるものであること。
 - (4) 利払いの義務の延期が認められるものであること。
- ロ 共済金等の支払能力の充実を図るための期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）

4 前項第四号イ及びロに掲げるものの合計額については、規則第百六十六条の二第一項第一号から第三号まで及び前項第一号に掲げるものの合計額（以下「算入限度額」という。）を限度として算入できるものとする。

負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌事業年度以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであって利払の義務の延期に制限がないものをいう。

7 第四項第三号に定める額については、同項の規定にかかわらず、繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した額を限度として算入することができるものとする。

8 第四項第四号ロに掲げる期限付劣後債務（償還期間の残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）の額については、中核的支払余力の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

9 第四項第四号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である特定共済組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限る。同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該特定共済組合が十分な支払余力比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の出資金等の調達を行うとき。

10 第四項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定められた期間が経過した後に一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である特定共済

5 第三項第四号ロに掲げるもの（償還期間の残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、当該残存期間が五年になった時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、算入限度額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

6 第三項第四号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である特定共済組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限る。第三項第四号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該特定共済組合が十分な共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（前条に規定する算式により得られる比率をいう。以下同じ。）を維持することができる見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の出資金等の調達を行うとき。

7 第三項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定められた期間が経過した後に一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である特定共済

組合が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

(各リスクの計算)

第四条の五 規則第六十六条の三第一号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一 (略)

二 巨大災害リスク相当額として、別表第二に掲げる地震災害リスク相当額と風水害リスク相当額のうちいずれか大きい額

(削る)

(削る)

2 規則第六十六条の三第二号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第三の上欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算するものとする。

3 規則第六十六条の三第三号に掲げる額は、リスク対象資産を別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額(貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。)からそれぞれ別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除して得られた額(デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表の上欄に掲げるリスク対象資産に対応

組合が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

(各リスクの計算)

第四条の五 規則第六十六条の三第一号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一 (略)

二 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちいずれか大きい額

イ 地震災害リスク相当額(関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額)

ロ 風水害リスク相当額(昭和三十四年の台風十五号(伊勢湾台風)に相当する規模の台風が発生したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額)

2 規則第六十六条の三第二号に掲げる額は、責任準備金(法第五十条の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。)の予定利率ごとに当該予定利率を別表第三の上欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算するものとする。

3 規則第六十六条の三第三号に掲げる額は、リスク対象資産を別表第三の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額(貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。)にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額から、分散投資効果(分散投資によるリスク減殺効果をいう。)として当該合計額に百分の三十を乗じた額を控除して計算するも

する同表の中欄に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該リスク対象資産の貸借対照表計上額を限度として、同号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除した額にそれぞれ別表第四の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額から、分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。以下同じ。）として別表第六に規定する分散投資効果の額を控除して計算するものとする。

4 規則第六十六條の三第三号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第七の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ当該リスク対象資産に係る別表第八の上欄に掲げるランクの区分に応じた別表第七の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

5 規則第六十六條の三第三号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第九の上欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

6 規則第六十六條の三第三号ニに掲げる額（以下「デリバティブ取引リスク相当額」という。）は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一 先物取引に係るリスク相当額として別表第十の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高（支払余力比率の向上のため、意図的に取引を行っている）と認められる場合には、当該意図的に行っている（と認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額）に別表第十一の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄又は下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額

二 オプション取引に係るリスク相当額として別表第十の上欄に掲げ

のとする。

4 規則第六十六條の三第三号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

5 規則第六十六條の三第三号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第五の上欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

6 規則第六十六條の三第三号ニに掲げる額（以下「デリバティブ取引リスク相当額」という。）は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一 先物取引に係るリスク相当額として別表第六の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている）と認められる場合には、当該意図的に行っている（と認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額）に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額

二 オプション取引に係るリスク相当額として別表第七の上欄に掲げ

る取引の種類に応じ、同表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高（支払余力比率の向上のため、意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額）に別表第十一の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄又は下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額

三 スワップ取引等に係るリスク相当額として次のいずれかの方式により計算した額の合計額に一パーセントを乗じた額

イ オリジナル・エクスポージャー方式（別表第十二の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める原契約期間の区分により区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて計算する方式をいう。）

ロ カレント・エクスポージャー方式（次に掲げる金額を合計する方式をいう。）

(1) スワップ取引等をデリバティブ取引リスク相当額算出時点における市場の実勢条件による評価により算出した再構築コストの金額（零未満となる場合には、零）

(2) (1)のスワップ取引等が、法的に有効な相対ネットティング契約下にある場合には、ネット再構築コストの金額（零未満となる場合には、零）又は(1)に掲げる金額

(3) 別表第十三の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める残存期間の区分により区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た金額（以下「グロスのアドオン」という。）

(4) (3)の別表第十三の上欄に掲げる取引が、法的に有効な相対ネットティング契約下にある場合には、次の算式により計算した金額（以下「ネットのアドオン」という。）又はグロスのアドオン

る取引の種類に応じ、同表の中欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額）に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額

三 スワップ取引等に係るリスク相当額として次のいずれかの方式により計算した額の合計額に一パーセントを乗じた額

イ オリジナル・エクスポージャー方式（別表第八の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める原契約期間の区分により区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて計算する方式をいう。）

ロ カレント・エクスポージャー方式（次に掲げる金額を合計する方式をいう。）

(1) スワップ取引等をデリバティブ取引リスク相当額算出時点における市場の実勢条件による評価により算出した再構築コストの金額（零未満となる場合には、零）

(2) (1)のスワップ取引等が、法的に有効な相対ネットティング契約下にある場合には、ネット再構築コストの金額（零未満となる場合には、零）又は(1)に掲げる金額

(3) 別表第九の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める残存期間の区分により区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た金額（以下「グロスのアドオン」という。）

(4) 別表第九の上欄に掲げる取引が、法的に有効な相対ネットティング契約下にある場合には、次の算式により計算した金額（以下「ネットのアドオン」という。）又はグロスのアドオン

ネットのアドオン $=0.4 \times$ グロスのアドオン $+0.6 \times$ (ネットの再構築コスト) / (グロスの再構築コスト) \times グロスのアドオン

7 規則第百六十六条の三第三号ホに掲げる額は、別表第十四の第一欄に掲げる取引の区分に応じた同表の第二欄に掲げるリスク対象資産の額を同表の第三欄に掲げるリスク対象資産の所在地により区分し、それぞれ同表の第四欄に定めるリスク係数を乗じて得た額を合計して計算するものとする。

8 規則第百六十六条の三第三号へに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

- 一 再共済又は再保険リスク相当額として別表第十五の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額
- 二 再共済又は再保険回収リスク相当額として別表第十六の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

9 規則第百六十六条の三第四号に掲げる額は、同条第一号から第三号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第十七の上欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。

(異常危険準備金の積立基準)

第六条 (略)

2 規則第百七十九条第四項第二号に掲げる異常危険準備金(以下「異常危険準備金Ⅱ」という。)は、第一号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び第二号に掲げる額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上

$0.4 \times$ グロスのアドオン $+0.6 \times$ (ネットの再構築コスト) / (グロスの再構築コスト) \times グロスのアドオン

(新設)

7 規則第百六十六条の三第三号ホに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

- 一 再共済又は再保険リスク相当額として別表第十の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額
- 二 再共済又は再保険回収リスク相当額として別表第十一の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

8 規則第百六十六条の三第四号に掲げる額は、同条第一号から第三号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第十二の上欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて算定するものとする。

(異常危険準備金の積立基準)

第六条 (略)

2 規則第百七十九条第四項第二号に掲げる異常危険準備金(以下「異常危険準備金Ⅱ」という。)は、第一号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び第二号に掲げる額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上

を積み立てるものとする。

一 責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第三の上欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算した金額

二 (略)

3 (略)

(貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額)

第二十二條 規則第二百四十八條の三第二項及び第三項の厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一 価格変動準備金の額

二 (略)

(削る)

三 第四条の三第四項第一号の共済掛金積立金等余剰部分の額

四 第四条の三第四項第二号の契約者割戻準備金未割当部分の額

五 その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

(劣後特約付金銭消費貸借)

を積み立てるものとする。

一 責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第二の上欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算した金額

二 (略)

3 (略)

(貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額)

第二十二條 規則第二百四十八條の三第二項及び第三項の厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一 法第五十條の九の価格変動準備金の額

二 (略)

三 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額

(新設)

(新設)

四 その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

(新設)

第二十三条 規則第二百五十四条第一項第二十二号の厚生労働大臣が定める金銭の消費貸借は、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

- 一 担保が付されていないこと。
- 二 その弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

別表第一（第四条の五第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	〇・〇六%
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	〇・〇〇六%
生存保障リスク	年金共済期末責任準備金額	—%
災害入院リスク	災害入院共済金日額 × 予定平均給付日数	〇・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額 × 予定平均給付日数	〇・七五%
火災リスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共	三十三%

別表第一（第四条の五第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	〇・〇六%
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	〇・〇〇六%
生存保障リスク	年金共済期末責任準備金額	—%
災害入院リスク	災害入院共済金日額 × 予定平均給付日数	〇・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額 × 予定平均給付日数	〇・七五%
火災リスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共	三十三%

自動車リスク	済金額のうちいずれか大きい額			二十二%
傷害リスク				三十三%
その他のリスク(生命)				三十四%
その他のリスク(損害)				四十一%

備考

一 「リスク対象金額」は、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。

二 「年金共済期末責任準備金額」には、確定年金を約した共済契約(確定年金以外の共済契約に契約内容を変更できるものを除く。)その他の生存保障リスクが発生していない共済契約に係る責任準備金を含まない。

三 「正味経過危険共済掛金」は、正味収入共済掛金と前事業年度末における未経過共済掛金の合計額から当該事業年度末における未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。

四 「平均正味発生共済金額」は、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額(正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払備金を控除した額をいう。以下同じ。)の平均額をいう。

五 前号の「正味支払共済金額」とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金等の総額(当該事業年

自動車リスク	済金額のうちいずれか大きい額			十四%
傷害リスク				二十六%
その他のリスク(生命)				三十四%
その他のリスク(損害)				三十四%

備考

一 「リスク対象金額」は、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。

二 「年金共済期末責任準備金額」には、確定年金を約した共済契約(確定年金以外の共済契約に契約内容を変更できるものを除く。)その他の生存保障リスクが発生していない共済契約に係る責任準備金を含まない。

三 「正味経過危険共済掛金」は、正味収入共済掛金と前事業年度末における未経過共済掛金(規則第七十九条第一項第二号イの方法により計算した金額をいう。以下同じ。)の合計額から当該事業年度末における未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。

四 「平均正味発生共済金額」は、大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額(正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払備金を控除した額をいう。以下同じ。)の平均額をいう。

五 前号の「正味支払共済金額」とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金等の総額(当該事業年

度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。

六 第四号の「大規模災害」とは、火災リスクにおける一回の災害に対する正味発生共済金額が正味経過危険共済掛金の三十三%を上回る災害をいう。

七 「その他のリスク（生命）」の対象金額は、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。

八 「その他のリスク（損害）」の対象金額は、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。

九 「その他のリスク（生命）」及び「その他のリスク（損害）」について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

十 「正味経過危険共済掛金」及び「正味発生共済金額」について、算定の対象となる事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあつては、当該事業年度の末日前一年の期間の額とする。

別表第二（第四条の五第一項第二号関係）

地震災害リスク相当額		風水害リスク相当額	
推定正味支払共済金の算出方法		推定正味支払共済金の算出方法	

度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。

六 第四号の「大規模災害」とは、火災リスクにおける一回の災害に対する正味発生共済金額が正味経過危険共済掛金の三十三%を上回る災害をいう。

七 「その他のリスク（生命）」の対象金額は、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。

八 「その他のリスク（損害）」の対象金額は、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。

九 「その他のリスク（生命）」及び「その他のリスク（損害）」について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

十 「正味経過危険共済掛金」及び「正味発生共済金額」について、算定の対象となる事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあつては、当該事業年度の末日前一年の期間の額とする。

（新設）

関東大震 災に相当 する規模 の地震が 発生した ときの推 定正味支 払共済金	リスクカーブにおける再現期間二百年に対応する地震が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。 ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、地震災害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。	昭和三十四年の台風第十五号(伊勢湾台風)に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払共済金	リスクカーブにおける再現期間七十年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。 ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、風水害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。
--	---	---	--

備考

- 一 リスクカーブとは、推定支払共済金と当該事業年度において当該推定支払共済金を超過する災害が発生する確率との関係を表す曲線をいう。
- 二 推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす工学的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。
 - イ 想定される全ての共済事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。
 - ロ 共済事故により発生する現象が、工学的な理論に基づいて評価されていること。
 - ハ 共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、

用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。

二 共済金の支払条件が考慮されていること。

三 前号に規定する工学的事故発生モデルがない場合における推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす理論分布的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。

イ 過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。

ロ 過去の実績として使用するデータは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。

ハ 共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が考慮されていること。

ニ 共済金の支払条件が考慮されていること。

ホ 未発生の巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。

別表第三（第四条の五第二項及び第六条第二項関係）

予定利率の区分	リスク係数
〇・〇%を超え一・五%以下の部分	〇・〇一
一・五%を超え二・〇%以下の部分	〇・二

別表第二（第四条の五第二項及び第六条第二項関係）

予定利率の区分	リスク係数
〇・〇%を超え二・〇%以下の部分	〇・〇一
二・〇%を超え三・〇%以下の部分	〇・二

二・〇%を超え二・五%以下の部分	〇・八
二・五%を超える部分	一・〇

別表第四（第四条の五第三項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	二十%
外国株式	十%
邦貨建債券	二%
外貨建債券、外貨建貸付金等	一%
不動産（国内土地）	十%
為替リスクを含むもの	十%

備考

三・〇%を超え四・〇%以下の部分	〇・四
四・〇%を超え五・〇%以下の部分	〇・六
五・〇%を超え六・〇%以下の部分	〇・八
六・〇%を超える部分	一・〇

別表第三（第四条の五第三項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	十%
外国株式	十%
邦貨建債券	一%
外貨建債券、外貨建貸付金等	五%
不動産（国内土地）	五%

備考

(前)

一 「リスク対象資産」には、子会社等（法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資・貸付金を含まない。

二 「邦貨建債券」には、満期保有目的の債券（財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものをいう。以下同じ。）を含まない。

三 国内株式又は外国株式のリスク対象資産の額については、買建ての信用取引がある場合には当該額を加え、売建ての信用取引がある場合には当該額を控除する。

四 責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であつて、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度を概ね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。）については、リスク係数を一%とする。

別表第五（第四条の五第三項関係）

国内株式	リスク対象資産の区分	デリバティブ取引	対象取引残高の算定方法
		株式に係る先物取引（売建） 株式に係るオプション取引（プット買）	時価×取引単位×契約数量 行使価格×取引単位×契約数量

一 「外貨建債券、外貨建貸付金等」は、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除したものとす。

二 「リスク対象資産」には、子会社等（法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資・貸付金を含まない。

三 「邦貨建債券」には、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものを含まない。

(新設)

	外国株式	邦貨建債券	外貨建債券、外貨建貸付金等	為替リスクを含むもの
	株式に係る先物取引（売建） （フット買）	債券に係る先物取引（売建） （フット買）	債券に係る先物取引（売建） （フット買）	外国通貨に係る先物取引（売建） 為替予約を含む。（売建）
	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量
	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量
	株式に係るオプション取引 （フット買）	債券に係るオプション取引 （フット買）	債券に係るオプション取引 （フット買）	外国通貨に係るオプション取引 （フット買）
	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量
	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量

- 一 デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合において、当該デリバティブ取引に関して、次のイからニまでの全ての要件を満たすときその他これに準ずる基準によりヘッジの有効性が確認できるときには、当該デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果を認める。
 - イ 資産又は負債（子会社等への出資及び貸付金を除く。）の価格変動等に関し、リスクヘッジを目的として行われたデリバティブ取引（以下「ヘッジ取引」という。）であること。
 - ロ ヘッジ取引が理事会の定めるリスク管理方針に従うものであること。
 - ハ ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係があらかじめ明確化されていること。
 - ニ ヘッジの有効性の確認において、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後（少なくとも毎事業年度末）において、ヘッジ対象となる資産又は負債とデリバティブ取引の原資産との β 値（直近の資産構成割合に基づく過去六十月の月次データ）が〇・五から二までの範囲内であること（デリバティブ取引の原資産を使用して β 値を測定することが適当でない場合には、原資産に代えて株式指数等を使用することができるものとする。）。ただし、次に掲げる場合には、ヘッジの有効性の確認を省略できる。
 - (1) 国内株式及び外国株式について、リスク対象資産と同一の個別銘柄を原資産とするデリバティブ取引でヘッジを行っている場合
 - (2) 邦貨建債券及び外貨建債券、外貨建貸付金等について、リスク対象資産（債券及び貸付金）と同一の通貨の金利に対する先物取引及びオプション取引でヘッジを行っている場合

- (3) 為替リスクを含むリスク対象資産について、資産及び負債の種類にかかわらず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約及び通貨オプションでヘッジを行っている場合
- 二 前号の場合において、認められるデリバティブ取引によるリスクヘッジの効果の額は、表の上欄に掲げるリスク対象資産の区分に応じて同表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により計算した対象取引残高の額とする。

別表第六（第四条の五第三項関係）

分散投資効果の額は、別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の貸借対照表計上額（デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められる場合として前表に掲げる場合に該当するときは、当該リスク対象資産の貸借対照表計上額を限度として同表備考第二号のリスクヘッジの効果の額を控除した額。以下「リスク対象資産相当額」という。）にそれぞれ別表第四の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額に、次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額とする。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sum_{i=1}^n \left(\frac{X_i}{X} \right)^2}{\sum_{i=1}^n \left(\frac{X_i}{X} \right)}$$

- X | リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産相当額が、全てのリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）
- δ | 別表第四に掲げるリスク係数

（新設）

リスク対象資産 i					ρ_{ij}	リスク対象資産 j
5 不動産	4 外貨建債 券、外貨建 貸付金等	3 邦貨建債 券	2 外国株式	1 国内株式		
0.00	0.00	0.00	0.50	1.00	1 国内株式	リスク対象資産 j
0.00	0.00	0.00	1.00	0.50	2 外国株式	
0.25	0.50	1.00	0.00	0.00	3 邦貨建債 券	
0.25	1.00	0.50	0.00	0.00	4 外貨建債 券、外貨建 貸付金等	
1.00	0.25	0.25	0.00	0.00	5 不動産	
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6 為替リ スクを 含むも の	

ρ_{ij} リスク対象資産 i とリスク対象資産 j とのリスクの相関係数として次に定めるもの

相関係数

6 為替リス クを含むも の	○・○	○・○	○・○	○・○	○・○	○・○
------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(削る)

別表第四(第四条の五第四項関係)

短資取引	リスク対象資産の区分				リスク係数
	貸付金 債券 預貯金	ランク1	ランク2	ランク3	
		○%	1%	4%	30%
					○・1%

備考

一 「ランク1」、「ランク2」、「ランク3」及び「ランク4」

とは、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ ランク1 次に掲げる政府その他の機関等への投資及び当該機関等の保証するもの並びに貸付けをいう。

(1) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関

への投資

(2) OECD諸国の中央政府及び中央銀行への投資

(3) 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業への投資

(4) (1)から(3)までに掲げる者の保証するもの

(5) 規則第二百一条第一項第十二号又は規則第二百二条第一項

第十三号に掲げる貸付け

ロ ランク2 次に掲げる政府その他の機関等への投資及び当該

機関等の保証するもの並びに貸付けをいう。

(1) ランク1の(1)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国

際機関への投資

(2) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業への投資

(3) 我が国及び外国の金融機関への投資

(4) 投資適格相当以上の格付を有する者への投資

(5) (1)から(4)までに掲げる者の保証するもの

(6) 規則第二百一条第一項第十一号又は規則第二百二条第一項

第十二号に掲げる貸付け(1)から(4)までに掲げる者と同等の

信用力を有する組合に対して行う貸付けに限る。)

ハ ランク3 ランク1及びランク2に該当せず、ランク4に掲

げる事由が発生していない先への投資等をいう。

ニ ランク4 破綻先債権、延滞債権、三月以上延滞債権又は貸

付条件緩和債権をいう。

二 「貸付金」、「債券」及び「預貯金」には、未収収益(未収利

息)を含む。

三 「リスク対象資産」には、子会社等に対する貸付金を含まない

。

四 短資取引の相手先がランク4に相当する状態となった場合には

、リスク係数を三十%とする。

別表第七（第四条の五第四項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数			
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4
貸付金、債券及び預貯金	0%	1%	4%	30%
証券化商品	0%	1%	14%	30%
再証券化商品	0%	2%	28%	30%
短資取引	0・1%			30%

備考

- 一 リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引をいう。以下同じ。）を除く。
- 二 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。
- 三 貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品については、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。
- 四 証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係

（新設）

る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、次のイからハまでに掲げるものを除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する。

イ 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券

ロ 最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券

ハ その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券

五 再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。

六 証券化商品及び再証券化商品について、その商品内容の把握が十分でない場合（次のイからハまでに掲げる要件のいずれかを満たさない場合をいう。）には、そのリスク係数を一とする。

イ 個々の証券化商品及び再証券化商品のリスク特性と、原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続して行っていること。

ロ 原資産の業績情報を適時に取得できること。

ハ 保有する証券化商品及び再証券化商品の収益に重大な影響を与える証券化取引の構造の特性を組合が自ら適切に把握していること。

七 証券化商品及び再証券化商品に保証が付されている場合には、当該保証を行う者のランクに応じた貸付金、債券及び預貯金の区分のリスク係数と、当該証券化商品又は再証券化商品のランクに応じた区分のリスク係数のうちいずれか小さい方を当該取引のリスク係数とする。

スク係数とする。

別表第八(第四条の五第四項関係)

ランクの区分	リスク対象資産の区分	証券化商品及び再証券化商品
ランク1	一 最上級格付を有する国の中央政府及び中央銀行並びに最上級格付を有する国際機関 二 OECD諸国の中央政府及び中央銀行 三 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 四 前三号のいずれかに掲げる者の保証するもの 五 規則第二百一条第一項第十二号又は規則第二百二条第一項第十三号に掲げる貸付け	中欄の各号のいずれかに該当するもの
ランク2	一 ランク1の貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引の欄第一号及び第二号に該当しない国の中央政府及び中央銀行並びに同欄第一号に該当しない国際機関	ランク1に該当せず、BBB格相当以上の格付を有するもの

(新設)

<p>ランク4</p>	<p>ランク3</p>	
<p>破綻先債権 延滞債権 三カ月以上延滞債権 貸付条件緩和債権</p>	<p>ランク1又はランク2に該当せず、 ランク4に掲げる債権に係る事由が 発生していない先への与信等</p>	<p>二 外国の政府関係機関、地方公共 団体及び公企業 三 我が国及び外国の金融機関 四 B B格相当以上の格付を有す る者 五 前各号のいずれかに掲げる者の 保証するもの 六 規則第二百一条第一項第十一号 又は規則第二百二条第一項第十二 号に掲げる貸付け（第一号から第 四号までに掲げる者と同等の信用 力を有する組合に対して行う貸付 けに限る。） 七 抵当権付住宅ローン 八 有価証券、不動産等を担保とす る与信 九 信用保証協会の保証する与信</p>
<p>ランク1からラン ク3までのいずれ にも該当しないも の</p>	<p>ランク1又はラン ク2に該当せず、 B B格相当以上の 格付を有するもの</p>	

備考

- 一 リスク対象資産のランクの判定に用いる情報については、算出日以前の最新時点のものを用いることとする。
- 二 リスク対象資産が複数のランクに相当する場合には、原則として上位ランクに該当するものとして取り扱うこととする。
- 三 保証及び担保が部分的に付されているリスク対象資産は、当該保証又は担保が付されている部分と付されていない部分に分割して、ランクを判定する。
- 四 格付は適格格付業者によるものとする。
- 五 リスク対象資産が複数の適格格付業者から格付を受けている場合であつて、それらの格付により判定したランクに応じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて二番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の適格格付業者の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク係数を用いるものとする。
- 六 優先部分を保有している無格付の証券化商品及び再証券化商品については、当該証券化商品又は再証券化商品の原資産の実態に応じてランクを判定できるものとする。

別表第九（第四条の五第五項関係）

国内会社	法人の業務形態	リスク対象資産の区分	リスク係数
	金融業務	株式	三十%

別表第五（第四条の五第五項関係）

国内会社	法人の業務形態	リスク対象資産の区分	リスク係数
	金融関連法人	株式	十五%

国内会社及び海外法人にかかわ らず前表のランク4に該当する 子会社等	海外法人		非金融業務		金融業務		非金融業務		金融業務	
	貸付金	株式	貸付金	株式	貸付金	株式	貸付金	株式	貸付金	株式
	三十%	百%	九・〇%	十五%	九・五%	二十五%	一・〇%	二十%	一・五%	

備考

一 金融業務とは、規則第二百二十二条第二項第七号から第十一号までに掲げる業務（これに準ずる同項第十三号に掲げる業務を含む。）並びに規則第二百二十七条第一項第二十一号に掲げる業務（これに準ずる同項第十四号から第二十六号までに掲げる業務（これに準ずる同項第二十七号に掲げる業務を含む。）とする。）とする。

国内会社及び海外法人にかかわ らず別表第四備考第一号二に規定す るランク4に該当する子会社等	海外法人		非金融関連法人		金融関連法人		非金融関連法人		金融関連法人	
	貸付金	株式	貸付金	株式	貸付金	株式	貸付金	株式	貸付金	株式
	三十%	百%	六・〇%	十五%	六・五%	二十%	一・〇%	十%	一・五%	

備考

一 「金融関連法人」とは、次に掲げるものとする。
 イ 法第五十三条の十六第一項第二号に掲げるもののうち、規則第二百二十二条第二項第六号から第十一号までに掲げる業務又は同項第十三号に掲げる業務であつて同項第六号から第十一号までに掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等
 ロ 法第五十三条の十八第一項第一号に掲げるもののうち、規則

二 非金融業務とは、金融業務以外の業務とする。

三 子会社等に対する貸付金には、未収収益及び子会社等に貸し付けた有価証券を含む。

四 海外法人に対する邦貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第十（第四条の五第六項第一号及び第二号関係）

取引の種類	外国通貨に係る先物取引 (為替予約を含む。)		対象取引残高の算定方法
	買建	売建	
株式に係る先物取引	買建	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	売建	時価×取引単位×契約数量

第二百二十七条第一項第二十一号に掲げる業務又は同項第二十三号に掲げる業務であつて同項第二十一号に掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等及び同条第二項第五号若しくは第十四号から第二十四号までに掲げる業務又は同項第二十七号に掲げる業務であつて同項第五号若しくは第十四号から第二十四号までに掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等

二 「非金融関連法人」とは、子会社等であつて金融関連法人以外の子会社等とする。

(新設)

三 海外法人に対する邦貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第六（第四条の五第六項第一号関係）

取引の種類	外国通貨に係る先物取引 (為替予約を含む。)		対象取引残高の算定方法	リスク係数
	買建	売建		
株式に係る先物取引	買建	売建	時価×取引単位×契約数量	プラス五%
	買建	売建	時価×取引単位×契約数量	マイナス十%

債券に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
外国通貨に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
株式に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
債券に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量

備考

- 一 第四条の五第三項の規定による規則第百六十六条の三第三号イに掲げる額の計算において、デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果を控除した場合には、表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により計算した額から当該リスクヘッジの効果の額を控除する。
- 二 先物の買建取引又はプットオプションの売建取引に関して先物の売建取引又はプットオプションの買建取引によるリスクヘッジを行っている場合において、別表第五備考第一号に規定するリスクヘッジの有効性の確認ができるときは、当該先物の買建取引又

債券に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量	マイナス%
	買建	時価×取引単位×契約数量	—%

はプットオプションの売建取引に係る対象取引残高の額から当該先物の売建取引又はプットオプションの買建取引に係る対象取引残高の額を控除する。

三 前号の規定により対象取引残高の額を控除する先物の売建取引がある場合には、その額を表の先物の売建取引に係る対象取引残高の額の計算においても控除する。

四 前三号の規定により計算された取引の種類に応じた対象取引残高の額が零未満となる場合には、その対象取引残高の額は零とする。

別表第十一（第四条の五第六項第一号及び第二号関係）

取引の種類	リスク係数(a)	リスク係数(b)
外国通貨に係るデリバティブ取引	十%	十%
株式に係るデリバティブ取引	二十%	二十五%
債券に係るデリバティブ取引	二%	八%

備考

- 一 リスク係数(a)の対象は、先物の買建取引及びプットオプションの売建取引とする。
- 二 リスク係数(b)の対象は、先物の売建取引とする。

別表第七（第四条の五第六項第二号関係）

取引の種類	外国通貨に係るオプション取引		株式に係るオプション取引		対象取引残高の算定方法	リスク係数
	プット買	プット売	プット買	プット売		
	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量		
	マイナス五%	五%	マイナス十%	十%		

別表第十二(第四条の五第六項第三号イ関係)

取引の種類	外国為替関連取引		金利関連取引		法的に有効なネット
	一年以内	一年超	一年以内	一年超	
掛目	二・〇%	三・〇%に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇%を差し引いて計算した掛目	〇・五%	一・〇%に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇%を差し引いて計算した掛目	一・五%

別表第八(第四条の五第六項第三号イ関係)

取引の種類	外国為替関連取引		金利関連取引		法的に有効なネット
	一年以内	一年超	一年以内	一年超	
掛目	二・〇%	三・〇%に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇%を差し引いて計算した掛目	〇・五%	一・〇%に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇%を差し引いて計算した掛目	一・五%

債券に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量	マイナス一%
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量	一%

テイニング契約下にある外国為替関連取引	一年超	二・二五%に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五%を差し引いて計算した掛目
法的に有効なネットテイニング契約下にある金利関連取引	一年以内	〇・三五%
	一年超	〇・七五%に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五%を差し引いて計算した掛目

備考

- 一 「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡し取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 二 「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡し取引、金利先物取引、金利オプション（オプション権の取得に限る。）及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。
- 三 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原

テイニング契約下にある外国為替関連取引	一年超	二・二五%に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五%を差し引いて計算した掛目
法的に有効なネットテイニング契約下にある金利関連取引	一年以内	〇・三五%
	一年超	〇・七五%に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五%を差し引いて計算した掛目

備考

- 一 「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡し取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 二 「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡し取引、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 三 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原

契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

四 原契約期間に一年未満の端数があるときは、これを一年として原契約期間を計算する。

別表第十三（第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)関係）

取引の種類	外国為替関連取引			金利関連取引			株式関連取引		
	一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超
残存期間の区分	一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超
掛目	一・〇%	五・〇%	七・五%	〇%	〇・五%	一・五%	六・〇%	八・〇%	十・〇%

契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

四 原契約期間に一年未満の端数があるときは、これを一年として原契約期間を計算する。

別表第九（第四条の五第六項第三号ロ(3)関係）

取引の種類	外国為替関連取引			金利関連取引			株式関連取引		
	一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超
残存期間の区分	一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超	一年以内	一年超五年以内	五年超
掛目	一・〇%	五・〇%	七・五%	〇%	〇・五%	一・五%	六・〇%	八・〇%	十・〇%

備考

- 一 元本を複数回交換する取引については、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目に残存交換回数に乗じるものとする。
- 二 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の設定期日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、掛目は〇・五%を下限とする。
- 三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。
- 四 「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- 五 「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引、金利先物取引、金利オプション(オプション権の取得に限る。)及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。
- 六 「株式関連取引」とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- 七 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

備考

- 一 元本を複数回交換する取引については、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目に残存交換回数に乗じるものとする。
- 二 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の設定期日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、掛目は〇・五%を下限とする。
- 三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。
- 四 「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- 五 「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- 六 「株式関連取引」とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- 七 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。
- 八 原契約期間に一年未満の端数があるときは、これを一年として

別表第十四（第四条の五第七項関係）

取引の区分	リスク対象資産の額	リスク対象資産の所在地				リスク係数
		日本	米 国	欧 州	そ の 他	
クレジットデフォルトスワップ取引によるプロテクションの売却	プロテクションに係る参照債務の想定元本額	五・六%	二・九%	二・五%	五・六%	

備考

一 プロテクションに係る参照債務の想定元本額には、当該プロテクションに係るクレジットデフォルトスワップ取引に関連して計上される資産（未収入金として計上された未収プレミアムを含む。）の額を加算し、当該取引に関連して計上される負債の額を控除する。

二 売却したプロテクションと参照債務の債務者が同一であり、かつ、当該プロテクションの満期日以後の日を満期日とするプロテクションを購入している場合には、当該売却したプロテクションに係る参照債務の想定元本額から購入したプロテクションに係る参照債務の想定元本額を控除した額（零未満となる場合には、零

原契約期間を計算する。

（新設）

（を当該売却したプロテクションの売却に係るリスク対象資産の額とする。

三 リスク対象資産の所在地は、プロテクションに係る参照債務の実態に応じたものとする。

四 プロテクションの購入については、当該取引に係るリスク対象資産の額は零とする。

別表第十五（第四条の五第八項第一号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第八十条の規定に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第八十四条第三項において準用する規則第八十条の規定に基づいて積み立てないこととした支払備金	一%

備考

一 自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。

二 共済の種類ごとに出再割合が五十%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を二%とする。

別表第十六（第四条の五第八項第二号関係）

リスク対象金額	リスク係数
---------	-------

別表第十（第四条の五第七項第一号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第八十条の規定に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第八十四条第三項において準用する規則第八十条の規定に基づいて積み立てないこととした支払備金	一%

備考

一 自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。

二 共済の種類ごとに出再割合が五十%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を二%とする。

別表第十一（第四条の五第七項第二号関係）

リスク対象金額	リスク係数
---------	-------

未収再共済・再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。） 1%

別表第十七（第四条の五第九項関係）

対象組合の区分	リスク係数
当期未処理損失を計上している共済事業実施組合	3%
当期未処理損失を計上している共済事業実施組合以外の組合	2%

未収再共済・再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。） 1%

別表第十二（第四条の五第八項関係）

対象組合の区分	リスク係数
当期未処理損失を計上している共済事業実施組合	3%
当期未処理損失を計上している共済事業実施組合以外の組合	2%

○ 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（二号収支分析の前提）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前条第二号の方法による分析（以下「決定論的一号収支分析」という。）の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。</p> <p>一 無リスク利回りに関するシナリオは、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、当該イ又はロに定めるシナリオを含み、かつ、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものであること。</p> <p>イ 基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率（平成八年大蔵省告示第四十八号（保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるもの）についての責任準備金の積立方式及び予定死亡率率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準）第七項の規定により一号分析期間の期初において締結する保険契約に適用される予定利率をいう。以下同じ。（を上回る場合 次の(1)及び(2)に掲げるシナリオ</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（二号収支分析の前提）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前条第二号の方法による分析（以下「決定論的一号収支分析」という。）の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。</p> <p>一 無リスク利回りに関するシナリオは、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、当該イ又はロに定めるシナリオを含み、かつ、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものであること。</p> <p>イ 基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率（平成八年大蔵省告示第四十八号（保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるもの）についての責任準備金の積立方式及び予定死亡率率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準）第四項に規定する予定利率をいう。以下同じ。（を上回る場合 次の(1)及び(2)に掲げるシナリオ</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>二〇四（略）</p>

3 (略)

(事業継続基準の確認)

第九条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第三号に掲げる事項(規則第九十三条第二号に掲げる事項を除く。)についての将来収支分析(以下「三号収支分析」という。)を行うことにより、将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうかを確認しなければならない。

2・3 (略)

4 第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額は、三号収支分析を行った場合における次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロのいずれか大きい方の額の合計額(以下「事業継続基準に係る額」という。)

イ 共済契約の締結時の費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金を加えた額

ロ 保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額

二 貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

イ 責任準備金の額

ロ 価格変動準備金の額

3 (略)

(事業継続基準の確認)

第九条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第三号に掲げる事項についての将来収支分析(以下「三号収支分析」という。)を行うことにより、将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうかを確認しなければならない。

2・3 (略)

4 第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額は、三号収支分析を行った場合における次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロのいずれか大きい額

イ 契約初年度に係る費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法により計算した責任準備金の額から異常危険準備金の額を控除した額

ロ 解約時に返戻する金額

二 貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

イ 責任準備金の額

ロ 価格変動準備金の額

ハ 契約者割戻準備金未割当部分（規程第四条の三第四項第一号に規定する契約者割戻準備金未割当部分をいう。以下同じ。）

二 (略)

5 (略)

(三号収支分析の前提)

第十一条 三号収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一 三 (略)

四 契約者割戻準備金（規則第八十九条第一項の契約者割戻準備金をいう。以下同じ。）に繰り入れられる額のうち据置割戻し（規則第八十九条第三項第一号に規定する据置割戻しをいう。以下同じ。）等の契約者割戻準備金として留保されるもの以外は、契約者に支払われることとし、その額を資産から減少させるものとする。

五・六 (略)

七 三号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。

2 (略)

(支払余力比率の確認)

第十三条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第三号に掲げる事項（規則第九十三條第一号に掲げる事項を除く。）について、次の各号に従

ハ 契約者割戻準備金（規則第八十九条第一項の契約者割戻準備金をいう。以下同じ。）のうち、契約者割戻しとして割り当てた額を

超える額

二 (略)

5 (略)

(三号収支分析の前提)

第十一条 三号収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一 三 (略)

四 契約者割戻準備金に繰り入れられる額のうち据置割戻し（規則第八十九条第三項第一号に規定する据置割戻しをいう。以下同じ。）等の契約者割戻準備金として留保されるもの以外は、契約者に支払われることとし、その額を資産から減少させるものとする。

五・六 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

い、規程第四条の二に定める算式により得られる比率（以下「支払余力比率」という。）が、二百パーセント以上かどうかを確認しなければならない。

一 法第五十条の五第一号に掲げる額が規則第百六十六条の二及び規程第四条の三の規定に照らして適正であること。

二 法第五十条の五第二号に掲げる額が規則第百六十六条の三並びに規程第四条の四及び第四条の五の規定に照らして適正であること。

2 共済計理人は、前項の確認の結果、支払余力比率が二百パーセント未満である場合には、その旨を意見書に記載しなければならない。

（共済掛金積立金等余剰部分控除額）

第十四条 共済計理人は、規程第四条の三第四項第一号ハに掲げる額（以下「共済掛金積立金等余剰部分控除額」という。）を定めるために、支払余力比率の確認に関する将来収支分析（以下「三号の二収支分析」という。）を行わなければならない。

2 共済計理人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、三号の二収支分析を行わないことができる。ただし、第一号に掲げる場合においては、共済計理人は、同号に該当する旨を意見書に記載するとともに、同号に該当すると判断できる根拠を附属報告書に示さなければならない。

一 第十七条に定める共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限が零であることが一号収支分析その他の結果から判断できる場合

二 規程第四条の三第四項第一号に定める共済掛金積立金等余剰部分を

（新設）

零とする場合

(三号の二収支分析の実施)

第十五条 三号の二収支分析は毎事業年度行うものとし、三号の二収支分析が対象とする期間(第十六条及び第十七条において「三号の二分析期間」という。)は、基準時点から五年間とする。

2 三号の二収支分析は、組合全体について行うものとする。

(三号の二収支分析の前提)

第十六条 三号の二収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

- 一 無リスク利回りは、三号の二分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するものとする。
- 二 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価は変動しないものとする。

三 新契約(組合が三号の二分析期間の期初以降に新たに締結する契約をいう。以下この号において同じ。)に係る契約高、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、外貨建資産の資産運用収益、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況は、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間以上の平均値に基づいた合理的なものであること。ただし、新契約の締結を見込まないことが適切と判断される場合は、新契約に係る契約高及び新契約の締結に係る事業経費を見込まないことができる。

(新設)

(新設)

四 評価差額金の取崩し及び含み益の実現による積立財源への充当は行わないものとする。

五 価格変動準備金及び異常危険準備金等の繰入れは行わないものとする。

六 劣後性債務については、その約定に従って利息を支払うものとする。

七 三号の二分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。

2 共済計理人は、規則第七十九条第三項の規定に基づき積み立てた共済掛金積立金の額を積み立てていないものとして三号の二収支分析を行うものとする。

3 共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、第一項の規定により設定する三号の二収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、第一項の規定により設定する三号の二収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

(共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限)

第十七条 第十四条に規定する共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限は、三号の二分析期間中の事業年度末における、事業継続基準に係る額の不足額(資産が事業継続基準に係る額を下回る額をいう。)の現在価

(新設)

値を計算した値の最大値とする。

2 |

共済計理人は、合理的と判断する場合には、前項の共済掛金積立金等
余剰部分控除額の下限の算定において、事業継続基準に係る額に代えて、
責任準備金を用いることができる。この場合において、その根拠を附属
報告書に示さなければならない。